

安政の大災害関係史料(四)

一 安政六年洪水の「救方」の把握

安政五年(一八五八)三月、四月の二度にわたる洪水災害から復旧がなされているときに、翌年の安政六年(一八五九)五月十九日には大雨により小矢部川・常願寺川・白岩川筋・早月川・角川谷・片貝谷・布施谷川筋・黒部川などの広範な地域の川縁で出水し、田地が損じている(拙稿「安政の大災害関係史料(三)」『立山カルデラ砂防博物館研究紀要』第十号、二〇〇九年三月、参照)。

砺波郡では出水で水附きとなった家への貸米を加賀藩に願い出て、安政六年十月になって七組に都合百三十五石四斗五升の貸米が渡されている。深水附家の場合、一軒につき一斗七升五合ずつの割合で、十五年賦の貸米であった(申二月十二日付/表1参照)。ここから砺波郡では国吉組・糸岡組・五位組で水附家が多く、二軒だけ潰家となつてることがうかがえる。また射水郡では、水附家・人家流失・潰家などの区別があり、十一月に十組に都合四百五十六石五斗の貸米が渡されている。特に西條組への貸米高が多く、次いで下倉垣組・下東條組・上倉垣組などとなっている。砺波郡より水附の被災の程度が重いことになる(二月廿九日付、庚申三月四日付/表2参照)。

十二月には射水郡で田地が流出した者に対して十組で都合二千六百五十石四斗一升九合の貸米が渡されている。田地流出では南條組・下倉垣組・上倉垣組・下東條組・上東條組・西條組などの貸米高が多い。たとえば南條組では水附家は少なかったが、田地流出は多かったことになり、また下倉垣組・上倉垣組などでは水附家も少なくなかったが、田地流出も多かったことになると思われる(同前)。

安政六年の作躰は、魚津在住役配下の郡廻ではおおむね「相応之作躰」という見立てであったが(前掲「安政の大災害関係史料(三)」参照)、郡方から「当年作

表2 安政6年11月射水郡水附家への貸米

射水郡	水附家への貸米高	田地流出者への取扱米
下倉垣組	77石4斗5升	599石5斗2升7合
上倉垣組	52石9斗7升5合	325石5斗
大袋組	24石2斗5升	53石4斗4升5合
下東條組	68石9斗5升	285石3斗4升7合
上東條組	46石2斗	160石7斗6升6合
西條組	120石3斗5升	115石2斗4升3合
二上組	15石4斗	36石
南條組	10石1斗5升	966石5斗4升
上庄組	39石8斗2升5合	81石1斗6升2合
八代組	9斗5升	26石8斗8升9合
合計	456石5斗	2650石4斗1升9合

表3 安政6年12月新川郡への取扱米・急難救米

新川郡	取扱米高	急難救米
太田組	107石5斗2升斗り	48石3斗
嶋組	160石1斗6升斗り	171石6升
広田組	252石5斗9升斗り	
高野組	179石7斗7升斗り	3石2斗4升
上条組	180石2斗8升4合斗り	3斗6升
弓庄組	188石2斗2升5合斗り	
下条組	146石7斗7升斗り	
西加積組	104石3斗4升斗り	
中加積組	152石4斗5合斗り	
東加積組	217石3斗5升9合斗り	
上布施組	187石3斗3升5合斗り	
下布施組	108石2斗3升9合斗り	
大布施組	153石7斗3升5合斗り	
大三位組	174石2斗9升5合斗り	
五ヶ庄組	179石7斗4升4合斗り	
三位組	184石5斗6升斗り	
合計	2677石3斗3升1合斗り	222石9斗6升

表1 安政6年10月砺波郡水附家への貸米

砺波郡	貸米高
石黒組	1石7斗5升
蟹谷組	2石4斗5升
糸岡組	31石6斗7升5合
糸岡組「藤内」「皮太」	6斗2升5合
宮嶋(崎)組	6石1斗2升5合
宮嶋組「藤内」「皮太」	6斗2升5合
五位組	24石3斗2升5合
五位組「藤内」「皮太」	1石2斗5升
国吉組	63石3斗
国吉組「藤内」「皮太」	2石6斗2升5合
国吉組潰家1軒	3斗5升
般若組潰家1軒	3斗5升
合計	135石4斗5升

前田 一郎 (立命館大学講師)

躰不宜」として取扱米を願っている。新川郡では十二月中旬になって都合二千六百七十七石三斗三升一合あまりが渡されている。各組の取扱米高からおむね「作躰不宜」ということになるが、特に広田組・東加積組において取扱米高が多いので、とりわけ「作躰不宜」ということになろう(未十二月廿六日付／表3参照)。また新川郡では十二月末に水損で変地となった嶋・大田・高野・上条の四組で極難済人に急難御救米として都合八百九十一俵四斗二升が渡され、実際、極難済人に配当されたのは翌安政七年一月十一日頃であった(申二月廿二日付／表3参照)。

二 加賀藩主前田斉泰の被災地巡覧と万延元年の「救方」

加賀藩主前田斉泰は万延元年(改元安政七年三月十八日)四月二日に江戸を発して九日高田、十日糸魚川、十二日青梅駅、十三日泊、十四日東岩瀬、十五日高岡という経路で、十六日に金沢城に着しているが(『加賀藩史料幕末編』上巻)、藩主が帰国するに際して、「常願寺川水損ヶ所并大岩山暨芦峠寺御娼堂等御巡覧被為遊候躰承受候二付」(申二月廿二日付)として、常願寺川水損ヶ所、大岩山、芦峠寺御娼堂などを巡覧することがあらかじめ先触されている。この巡覧は「今度常願寺川水損跡御巡覧被為遊候御様子二付」(庚申二月廿九日付)とあるように、出水被害の被災地を視察することになった。これを受けて新川郡上市村などでは本陣の心配したが、巡覧は「昔古々無御座事」としてかかってないこととして喜び、連日寄合をして本陣などのことを相談し、宅普請にも取りかっている(申二月廿二日付)。巡覧そのものの報告は魚津在住役になされていないが、十四日東岩瀬から十五日高岡にかけて行われたのではないと思われる。

万延元年の「救方」はこの藩主巡覧前後から本格化する。新川郡では閏三月に嶋・大田・高野・上条の四組に流失家・泥入家に対して家作御取扱銀が渡されている。先述した急難救米でも嶋組が多かったが、家作取扱銀でも嶋組が多い。流失家十四軒、泥入家七十軒、「藤内」二十一軒分に対して十二貫八百五匁になっている。ついで高野・大田組で、上条組は流失家一軒分で被害が少な

表4 安政7年閏3月新川郡への家作取扱銀

	嶋 組	太 田 組	高 野 組	上 条 組
流 失 家	1貫50目(皆流失家7軒)	300目(皆流失家2軒)		150目(流失家1軒)
	7貫520目(半流失家7軒)			
泥 入 家	3貫500目(深泥入家等70軒)	1貫(20軒)※	1貫600目(泥入家等32軒)	
「藤内」	735匁(「藤内」21軒)		35匁(「藤内」1人)	
合 計	12貫805匁	1貫300目	1貫635匁	150目

※細目がないので推定した。

表6 安政7年閏4月新川郡・砺波郡への夫食貸米・貸銀

新川郡	夫 食 貸 米	砺波郡	夫 食 貸 米※	夫 食 貸 銀
太田組	177石6斗5升4合	山田組	1610俵3斗9升	3貫704匁8分
嶋組	223石2斗7升	太美組	1484俵1斗9升8合	2貫976匁4分
広田組	239石2斗2升2合	井口組	1510俵 3升6合	2貫343匁6分
高野組	203石5斗5升2合	石黒組	1230俵4斗5升6合	5貫189匁2分
上条組	219石2斗7升2合	蟹谷組	1528俵1斗8升4合	5貫400目6分4厘
弓庄組	325石3斗3升5合	野尻組	1544俵2斗5升8合	768匁
下条組	316石2斗2升3合	山見組	886俵4斗4升	709匁6分8厘
西加積組	164石2斗5升3合	庄下組	1165俵 6升2合	1貫786匁9分6厘
中加積組	239石4斗8升6合	盤着組	1163俵 8升8合	7貫425匁8分4厘
東加積組	258石1斗3升8合	若林組	1237俵3斗	634匁4分
上布施組	201石5斗9升	糸岡組	1376俵	1貫293匁 4厘
下布施組	122石5斗3升6合	宮嶋組	1269俵4斗3升6合	15貫571匁2分8厘
大布施組	174石 7升2合	五位組	1186俵4斗5升4合	16貫798匁4分8厘
大三位組	170石7斗 7合	国吉組	1129俵1斗1升2合	16貫331匁5分2厘
五ヶ庄組	196石 6升8合			
三位組	199石8斗1升3合			
布施山開	42石8斗1升4合			
合 計	3474石 5合	合 計	18323俵4斗1升4合	80貫933匁8分4厘

※誤記があるかもしれない。

表5 安政7年4月
新川郡への尿代銀

嶋 組	100貫600目
	6貫740目
太田組	17貫660目
高野組	1貫650目
上条組	1貫800目
広田組	(記載なし)

かったことがうかがえる（申四月四日付、庚申四月廿日付／表4参照）。また四月には嶋・大田・高野・上条・広田の五組で水損した村々に尿代銀が貸し付けられている。特に嶋組で尿代銀の貸付が多い（申六月五日付／表5参照）。閏四月には各組に夫食貸米が渡されている（申六月五日付、申六月廿一日付、庚申六月晦日付／表6参照）。砺波郡においても同月に夫食貸米として貸付都合一八三三三俵四斗一升四合と貸銀都合八〇貫九三三匁八分四厘が渡されている（申六月廿八日付、庚申六月晦日付／表6参照）。

加賀藩の改作所は安政六年十月に安政五年の洪水での被災者に字高原野から引越すように勸奨したとされるが（『立山町史』下巻第一編近世の郷土第四節開拓）、安政六年に新川郡の嶋組から高原野に引越した百十七軒には、万延元年閏三月下旬に家作御取扱銀を一軒につき二百目の割合で都合二十三貫四百目と、貸米を一軒につき三石の割合で三百五十一石が渡されている（申四月四日付）。また六月には新川郡の高野組田添村十二軒が松本開などに引越し、新開高として百六十六石二斗が設定され、あわせて家作・飯米代として四貫二〇〇目が渡されている（申七月廿六日付）。

こうした「救方」がなされているときに、またもや追い打ちをかけるように米価が上昇する。諸郡からは「此節米価高直に相成（中略）幸御貯用粉御立替可被仰付、年古粉飯米不足之方江拝借被仰付候はゞ、当暮粉返上可仕旨」として年末に返上する条件で貯用の粉を飯米として拝借することを願い、六月に聞き届けになっている。組々には「御救に而者無之故、困窮に者渡候儀に而無之候へ共、前段米無数に而飯米支之方江可渡候」として、救米ではないとしながらも飯米困窮者に渡すように指示されている（『加賀藩史料幕末編』上巻）。新川郡には七月に貸粉都合二九七四俵と貸銀十貫目を（申七月十六日付／表7参照）。射水郡には九月に貸粉都合一八九三俵と貸銀十貫目が渡されている（申七月廿九日付／表7参照）。

三 万延元年の作躰

万延元年の天候は、広田・嶋・大田組では「春来雪消方遅」（申五月廿二日付）

表7 安政7年新川郡（7月）射水郡（9月）への貸粉・貸銀

新川郡	貸粉※	貸銀	射水郡	貸粉※	貸銀※
太田組	193俵	649匁	下倉垣組	197俵	1貫目
嶋組	159俵1斗	535匁	上倉垣組	182俵	1貫目
広田組	173俵4斗	585匁	大袋組	50俵	1貫目
高野組	181俵	609匁	下東條組	193俵	1貫目
上条組	203俵4斗	685匁	上東條組	191俵	1貫目
弓庄組	171俵2斗	576匁	西條組	210俵	1貫目
下条組	188俵3斗	634匁	二上組	179俵	1貫目
西加積組	196俵	659匁	上庄組	203俵	1貫目
中加積組	157俵1斗	529匁	八代組	237俵	1貫目
東加積組	191俵3斗	644匁			
上布施組	191俵2斗	643匁			
下布施組	194俵	653匁			
大布施組	167俵4斗	564匁			
大三位組	209俵	703匁			
五ヶ庄組	182俵	611匁			
三位組	202俵	679匁			
布施山開	12俵1斗	42匁			
合計	2974俵	10貫目	合計	1893俵	10貫目

※誤記があるかもしれない。

とし、また南加積・東加積組では「先達而以来雨天勝二付」（申三月廿六日付）として、春になっても雪の消え方が遅いので気温が低かったと思われ、夏には雨天勝ちであった。こうした天候が作物に少なからず影響を与えているのであろう。閏三月の三郡春廻によれば、砺波郡の井波・城端の絹、福光新町辺の布ともに「不潤色」、諸浦猟業は「不獵至極」、三郡の麦・菜種は「出来不宜躰」（申閏三月廿五日付）としていづれもかんばしくない。

六月の三郡夏廻によれば、米は「宜敷躰」、「申分無御座躰」、山入畑作も「相応之作躰」、「宜躰」としてともに心配されていないが、井波・城端の絹は春以来蚕が「不出来」で絹が高値となり引き合わず「不潤色」、福光村辺の布は「相応出来」で「潤色」、麦・菜種はやはり「作不宜、余程取不足」で少し高値になっていて、作物によって違うようである。諸浦猟業は「少々宛有之躰」もしくは「可

成胤業」である。米は「宜敷鉢」のはずであるが、五月から六月にかけて米の値段が一升につき九十四、五文から百文ばかりに上昇して、村役人によって「難渋人」の「取救方」が詮議されているようであるが、先述した万延元年の「救方」で確認したように結果的には実施されなかったようである(申六月九・十日付)。

九月の三郡秋廻によれば、おそらく絹が高値になっていたことと関係すると思われるが、江戸への「洩荷」で絹ができない「軽キ者共」が難義しているとして「調理方」が意図されている。米は「能キ出来」、諸浦は相変わらず「不胤」だが、米の出来がよく、「困窮之鉢」ではないとしている(申九月付、庚申九月廿日付)。

十二月の三郡冬廻によれば、米はやはり昨年同様であるが、山入畑作は昨年より「不出来」、井波・城端の絹はやはり「蚕不出来ニ而絹出来方薄ク不潤色之鉢」、福光村辺の布も「麻莖高直出来方薄ク不潤色之鉢」、諸浦胤業も「不胤」として、米以外はよくない状況である(申十二月付、申十二月五日付)。

新川郡五月の本役御用によれば、新川郡では米についてはどの組でも「相応之鉢」であるが(申五月廿二日・廿三日・廿七日付、申三月廿六日付)、麦・菜種については、広田・嶋・大田組などでは「去年より二歩斗取不足」(申五月廿二日付)、上条・高野組では「常並より少作薄之鉢」(申五月廿三日付)、南加積・東加積組では「余程取不足」(申三月廿六日付)、下条・上条組では「六分斗之作鉢」(申五月廿七日付)として、組によって異なるが、おおむね去年より二・四割減の作鉢と見られ、特に南加積・東加積組では去年と比べて、麦は一石につき五貫文から七貫文へ、菜種は一石につき九貫文から十一貫文へと上昇していることがわかる(申三月廿六日付)。

新川郡十月の本役廻によれば、米については「平均八歩位之作鉢」、「平均去年よりハ上作仕候鉢」のところもあるが、おおむね「相応宜作鉢」である。ただ西加積・中加積組では豊作と言っているが、やはり高値となっていることが報告されている。大豆はいずれも「不作」で、「殊之外不出来にて払底」して、一石につき十四、五貫文ばかり、あるいは十三、四貫文でなかなか買入れることができないところもある。小豆については「不宜」のところもあるが、下条

組の「相応之作鉢」、大布施組の「可成出来」なども多い。西加積・中加積組ではことに絹が高値となっている。麦・菜種は「生立方何方茂宜」としている(庚申十月九・十八日付)。

万延元年は、三郡ともに米については当初から「宜敷鉢」であったが、米の値段は上昇していること、絹は蚕自体が「不出来」で絹の出来方が悪く高値になり、江戸への「洩荷」がおきていること、畑作も当初は「宜鉢」であったが、新川郡では麦・菜種・大豆などは去年より作鉢が劣り、値段が上昇している。

四 魚津在住役の職掌をめぐって

(1) 富山表の把握

富山藩では、安政四年(一八五七)に、藩政運営をめぐって前藩主で父の前田利保と藩主で子の利声が対立したことによって、富山藩の宗藩である加賀藩主前田斉泰が富山藩政に介入し、子の利声は蟄居し、父の利保が藩政を代行していた。その利保が万延元年八月十八日に死去し(未十二月廿六日付では十二月二十日とする)、加賀藩主前田斉泰の九男稠松が利同と改名して富山藩に迎えられ、富山藩からの申し出によって加賀藩から家老津田内蔵助が富山藩に派遣され、十一月二十八日に富山に着いている(「富山県史」通史編Ⅲ近世上、「富山市史」通史上巻など)。富山藩では財政難から安政四年から五年間、二百石以上は半知、禄米取は十三俵、足輕は年一俵の支給となっていたが、十二月から安政六年分は本知に戻し、本知から二分五厘を借り上げるのは万延元年まで延期し、御蔵方・御郡頭取などを更迭している(未十二月廿六日付)。翌年の正月にも御郡頭取・御収納方などが更迭や処分されている(申二月廿二日付)。主に藩財政に関わる役職者の処分と見られる。五月にも若年寄御勝手方・御郡奉行などが処分されているが、魚津在住役配下は「風評ニハ御米方一件二付何歟不都合等之趣御座候■ニ而右様御答方被仰付候鉢ニ取沙汰仕候」(申六月五日付)として、米方の不都合による処分という風評を報告している。

この処分直後に、富山町では、米価高値などの理由で、騒擾が起きている。万延元年(一八五五)五月二十三日の夜に「難渋人」が五人、十人と連れだつて、

都合四、五十人が「身元宜者」に銭などを「押乞」し、十銭や二十銭を得ているが、銭が差し出されない場合は「悪口」をしたようである。このような「押乞」は二十七日頃まで続くが、その後はなかったようである。「身元宜者」はこれ以来「難浪人」に施粥をするようになったとしている。この「難浪人」は「多分女子斗之鉢」と推察されている（申六月五日付）。当時、米などの値段が玄米一石十一貫二百文ぐらいになり、かつ「同所地米等無数之由」とあるように、米価が高値の中、米不足になっていたと思われる（申七月六日付）。富山町奉行所は五月二十六日付の町触で「当時米穀殊之外高料二相成、町方一統可為迷惑候、右二付而者粥ハ勿論雜穀・野菜之類取交飢食相用可申候、尤身元相応ニ相暮し候もの茂格別ニ心得、極貧之もの当節別而一椀之粥も給兼候為体ニ有之次第、得与令推察、成限り米穀喰延し可申」（越中史料集成四『町吟味所御触留』八七一頁、一九九二年、桂書房）として、米穀高値を受けて当面の処置として雑穀・野菜の取り混ぜた粗食を勧め、「米穀喰延し」を求めている。六月に入ると、富山藩では他国から二千石の米を買入れるとともに、宗藩の加賀藩から米を借り上げている。また富山町からの願により「極難浪者」に対して一人一日五夕平均の救粥がくだされている（申七月六日付）。

こうした一連の施策を受けて富山表では「御家中御風俗方等無何与立直り申由、且町人百姓中ニおゐてハ当時新規ニ御調達銀等御取立物も不被仰渡、安心渡世仕居申由」、「下々成立之基与相悦居候鉢」（申七月六日付）として富山藩家臣団、領民ともに歓迎されているようである。七月には加賀藩から水原清五郎・笹嶋左平が御財用方として富山に着任した直後でも（申七月廿六日付）、基本的には変わらず、「町在ニおゐて風評申慣候処ニ而ハ、是迄連年不時御調達金茂被仰付候得共、此方様々御家老衆等御詰以来、御調達金も不被仰付候事故、御領内融通方も手広く相成、自然与人氣穩ニ押移り、御家中初下々迄、畢竟之処、御勝手向御取直之場ニ至り可申、御詮義振り故与一統相悦罷在候鉢ニ承合申候」（申八月廿五日付）として、町方や村方にとって不時調達金が重い負担となっていたことがうかがわれ、それが課されないことが風評に大きく影響していると思われる。

十二月十二日付の立花源吾の言上によれば、本知から二分五厘を借り上げるとは文久元年から五年間に変更となっており、中坊主組以下については借り上げが免除されている。また城下町中から四千両、郡方から二千五百石の上納も免除され、万延元年の年末でも富山藩の「御家中等御領内一統恐悦仕、人氣穩至極之鉢」として報告されている（申十二月十二日付）。

（2）「三郡盜賊改方」をめぐる不正

十月の本役廻で山本松太郎は「併諸色高直江与融通方不十分候鉢ニ御座候」（申十月九日付）、原貞之丞は「元来諸色前方与ハ当時高直ニ相成居候得共」（申十月十三日付）として諸色高値になっていることを報告している。たとえば綿については、「且又綿杯近比余程高直ニ相成、通例百文二目形卅二、三匁位売買仕来候処、比日十七、八匁ならて売買仕候由、別而新川筋等綿機渡世ニ仕居、時宜ニ依り小前之百姓中御取納片手ニも可仕程之稼ニ御座候処、右高直ニ而甚迷惑仕居候鉢」（同前）として、新川郡筋などで農間に綿機渡世しているものは迷惑していると報告されている。

こうしたことが背景になっていると思われるが、二件の調理が問題になっている。一件目は、魚津在住配下の与力阿閉小右衛門、足軽小頭原貞之丞らが放生津に出役した八月に給人米を運搬・保管・販売などを行う放生津の蔵宿の町人を呼び立てている。呼び立てをする理由は明確ではないが、この時期、「近年蔵宿共、預米を自分物之様に心得、納米を代銀に而取請、剩得利潤候鉢相聞得、不埒之至りに候条」（『加賀藩史料幕末編』上巻、万延元年八月条）として給人米の取り扱いについて問題となっているので、こうしたことではないかと思われる。これに対して湊屋仁兵衛など四人は「何事歟ハ存当りも無之候へ共、呼立ニ相成候而ハ他評も有之、迷惑之旨」として中田屋喜右衛門に金子十両を渡して「礼銀指出候て呼出無之事ニ可取斗旨」を依頼したことが問われている（申十月付）。つまり礼銀によって呼び出しそのものをなしにしてもうらおうとしたことになるが、これについても「中には心得違之者有之、剩常々音信・贈答いたし候儀も有之由相聞え、沙汰之限りに候」（前掲『加賀藩史料幕末編』）として問題となっ

ている。

二件目は十月に六渡寺村湊屋清右衛門ら六人を綿を買い占めて大坂などの他国に洩売しているとの嫌疑で呼び立てを行い、また同じく中田屋喜右衛門に一人金子十五両ずつ渡して内済を依頼したことを疑っている。六渡寺村湊屋清右衛門ら六人が与力阿閉小右衛門宛てに提出した「就御糾申上候」という請書(口書)によれば、詮議に対して六人は繰り返し全面否認をして、与力阿閉の調理は「申口実意与者御聞請難被成候へ共、今度之義者何れも無御金着、在所江御返被成候条」として綿の買占め・他国洩売をしていないという言い分は疑わしいとしながらも、内済依頼の金子の授受はないと判断し、罪を問うことなく在所に返している(万延元年八月廿四日付)。

これら調理も含めて、「射水郡放生津二而蔵宿等々賄賂金取請候由風評承候ニ付」として魚津在住役配下が蔵宿などから賄賂金を受け取ったという風評がたち、砺波・射水郡奉行が内偵を進めた結果、ほかに放生津大伴屋文右衛門が取り持つて金子を集めて差し出し、事が済んだことも判明している。魚津在住役成瀬主税は一件目については成瀬にも報告がなかったとしている。二件目については砺波・射水郡奉行の内偵の結果と阿閉宛の口書と矛盾しないとして加賀藩に「不行届義」を上申している。魚津在住役成瀬主税は自分の裁量で同心横目原貞之丞・平同心中島幸次郎については咎を、年若の平同心木村亀太郎・吉岡重太郎・原広之助については軽い咎か叱置にし、与力阿閉小右衛門については金沢への引き揚げかそれ以上の御咎とするかを加賀藩の執筆に伺いを立てている(申十二月廿日付)。

二件とも中田屋喜右衛門が当事者と魚津在住役配下との間を取り持つて金銭の授受をしたことになるが、この時期、「出役之節、止宿所江も村役人或は十村手代暨役藤内之外、立入候儀堅不相成段、予而嚴重申渡置候所、今以右役人方江申込いたし候者も有之駄粗相聞得、甚以沙汰之限に候」(前掲「加賀藩史料幕末編」万延元年十二月廿六日条)として出役役人の止宿所に村役人・十村手代・藤内以外の者が立ち入ることをあらためて禁止している。

魚津在住役は魚津表の代官・馬廻・番頭・町奉行など諸役人の勤方善悪の様

子を折に触れて加賀藩に言上する一方で(庚申四月廿九日付、庚申六月十一日付、庚申六月晦日付)、富山藩から金沢に戻った家老津田内蔵助に「魚津之義何そ富山に而知レ候義も無之哉与内々願置候」(庚申四月廿九日付)として富山での魚津の風評を尋ねているように、出役先で相互に監視することが心がけられているが、砺波・射水郡奉行を介して自らの配下の不正が発覚したことになる。

五 翻刻について

「安政の大災害関係史料(二)」では「魚津御用言上留」第一冊目冒頭の安政四年(一八五七)十月から安政五年(一八五八)六月十一日までを掲載し、「安政の大災害関係史料(二)」では、同年六月十二日から十二月二十七日までを掲載した。「安政の大災害関係史料(三)」では「魚津御用言上留」第二冊目冒頭の安政六年(一八五九)正月十三日から同年十二月十九日までの安政六年分を掲載し、本稿では第二冊目の後半にあたる万延元年(一八六〇)分を掲載した。

〔史料翻刻〕「魚津御用言上留」第二冊（抄）

凡例

翻刻にあたっては、なるべく史料の原形を伝えることにとめたが、次のような原則で翻刻した。

- 一、字体は旧字を新字に、俗字を正字に改めた。
- 一、変体仮名は平仮名になおした。但し「茂」「与」はそのままだした。
- 一、合字の「𪛗」はそのまま使用した。
- 一、史料の原本に読点はないが、適宜読点をほどこした。
- 一、抹消は文字の左に抹消記号「、」をほどこし、文字の右に訂正後の文字を配した。抹消前の文字が判読できない場合は字数分を■とした。
- 一、虫損は字数が判読できる場合は□で、字数が判読できない場合は「一」とした。
- 一、誤記・脱字の個所には、文字の右に（ママ）と適宜記した。
- 一、史料の一部に、当時の身分差別を反映する記載がなされている場合があるが、史料の内容を明らかにするために原文のまま掲載した。決して差別の再生産に誤用されるべきではない。

（万延元年）
○安政七庚申年

当年 作躰不宜旨ニ而御郡方々御取扱方兼々奉願置候躰ニ候処、当月中旬右御取扱米御領国中江被仰付候躰ニ御座候得共、射水・礪波等之儀者遠方ニ付聞繕兼申候、依而新川御郡方之分迄組々江配当仕候儀等承合候趣左ニ奉申上候

- 一、百七石五斗二升斗り 大田組渡り
- 一、百六十石一斗六升斗り 嶋組渡り
- 一、二百五十二石五斗九升斗り 広田組渡り
- 一、百七十九石七斗七升斗り 高野組渡り
- 一、百八十石二斗八升四合斗り 上条組渡り
- 一、百八十八石二斗二升五合斗り 弓庄組渡り

- 一、百四十六石七斗七升斗り 下条組渡り
- 一、百四十三斗四升斗り 西加積組渡り
- 一、百五十二石四斗五合斗り 中加積組渡り
- 一、二百十七石三斗五升九合斗り 東加積組渡り
- 一、百八十七石三斗三升五合斗り 上布施組渡り
- 一、百八石二斗三升九合斗り 下布施組渡り
- 一、百五十三石七斗三升五合斗り 大布施組渡り
- 一、百七十四石二斗九升五合斗り 大三位組渡り
- 一、百七十九石七斗四升四合斗り 五ヶ庄組渡り
- 一、百八十四石五斗六升斗り 三位組渡り
- メ二千六百七十七石三斗三升一合斗り

右之通新川御郡内へ御取扱米被仰付候由ニ候、当月十五、六日比組々江配当仕候躰ニ承受申候

一、当所等相変儀承り不申候
（安政六年）未

十二月廿六日

原貞之丞判
山本松太郎判
永田俊三判
石川良之助判

新川郡生地村久藏儀、火賊聞得御座候旨、御役先堀切村藤内作次郎及注進候ニ付、与力中へ相達候処、出役方被申談候ニ付、石川斧右衛門・米原源五右衛門同道、当十七日魚津発足彼ノ方へ指向候処、右久藏儀在合不申候ニ付、所々手配仕步行候内、富山表御家中之内御咎人等御座候旨夫々承合直ニ可奉申上旨、同役貞之丞等々出役先へ申越候ニ付、彼ノ筋へ罷越承合候趣町新庄村ニ而相調左ニ奉申上候

富山御蔵方頭取新番組 新番組格

村田三十郎 杉山守之進

御郡頭取新番組 同組

伊林嘉右衛門 野崎伊太夫

右三十郎等前月廿五日役儀御指除、指控被仰渡候躰
組外組

藤田半太夫

但当十一日三人扶持減俵、御徒組へ御引下ケ被仰渡候躰

右人々指控等被仰渡候御趣意柄之様子承合候得共、実説慥成儀者相聞得兼申候

御徒御横目 御勘定方小算用

浅岡弥三次 中村浅次郎

新番組御横目 御勘定方頭取

笠原市郎右衛門 布目孫三

右人々、三十郎等代り^分當時兼役同日被仰渡候躰

一、津田内蔵助様、前月廿八日為御詰富山表へ御出ニ而、同所村関之助殿屋敷

被仰渡、直様^(安政四年)右屋敷江御着御座候躰、右関之助殿儀ハ下屋敷へ被罷越候躰

一、富山御家中、去々巳^(安政四年)之年秋以来五ヶ年之間、二百石以上ハ半知二被仰渡

候躰、■俵取之面々も右割合を以被仰渡、十三俵被下候足輕者年中一俵宛

指上方被仰渡、其以下ハ不被仰渡候躰^(万延元年)二候処、当十一日当年一作御家中等

本知二被仰渡候、右之内二歩五厘者^(前田利同)来申年迄御繰述シ、当年者二歩五厘被

仰付候躰、前件被仰渡候儀、先般茂松様御養子二御極り被為遊候二付、被

仰付候躰二風評仕申候

一、長門守様^(前田利保)当十八日御病氣御指氣被為遊候二付、同日柴垣弥三馬殿江戸表へ

出立被致候躰、翌十九日御大切之旨御家中等へ被仰出、同日為早打山田治

右衛門殿江戸表へ被罷越候、同廿日御逝去被為遊候二付、進藤左源太殿為

早打江戸表へ被罷越候由二承受申候、尤同日御家中并町方等御遠慮之旨

被仰出、何茂密々罷在候由二御座候、且当晦日諸向指引方之儀ハ来正月

十四日二指引可致様町方一統江被申渡候躰承受申候

一、大聖寺御家中雨夜七三郎殿、当廿日富山表へ為御使者被罷越、同廿二日同
所出立被致候躰

一、金沢御医者関半良殿、当廿一日富山表へ被罷越、同廿二日同所出立被致候躰

一、長門守様御法号龍澤院様与奉称候旨町方へ御触御座候、龍澤院様御尊骸千
歳御殿今廿六日卯ノ上刻御供揃ニ而同五ツ時比御着被遊、同所禪宗光嚴

寺へ御移り被為遊、同寺ニ而御葬式相済候上、同八ツ時比同寺御着被為遊、

□岡与申御廟所へ御移り被為遊候、右之外御家中等相変儀承不申候

一、富山御領境等指当り相変儀無御座候

右奉言上候、以上

十二月廿六日 荻野茂右衛門判

庚申 新川郡御取扱米

正月九日 被下候様子承合

候小紙 成

庚申 富山表之様子

正月九日 承合候小紙

成

魚

一、旧臘新川郡御取扱米被下候様子且富山表之様子右承合候小紙共二通同心横

目より指越候二付、文筆等見苦敷奉恐入候へ共其俣奉入御覽候

右謹而奉言上候、以上

^(万延元年)
庚申

正月九日 成——判

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之壹封指出候条、以御序被仰上可被下候、以上
申

正月九日 成——判

(朱筆)「正月廿二日 丹羽錫吉判」

御近習頭中様

(朱筆)「右持参以執筆達ス」

(安政六年)

去年五月十九日以来大雨二而川々出水礪波郡村々之内人家水附等二相成候者共

へ御貸米可被仰付旨兼々奉願置候躰二候処、同年十月上旬比右御貸米被仰付候

躰二付、組々へ配当仕候義等承合候趣左ニ奉申上候

一、壹石七升^{斗五}

石黒組渡り

一、貳石四斗五升

蟹谷組渡り

一、三十二石六斗七升五合

糸岡組渡り

一、六斗二升五合

同組藤内并皮太共へ

一、六石一斗二升五合

宮嶋^(崎)組渡り

一、六斗二升五合

同組右同断

一、二十四石三斗二升五合

五位組渡り

一、一石二斗五升

同組右同断

一、六十三石三斗

国吉組渡り

一、二石六斗二升五合

同組右同断

一、三斗五升

同組潰家一軒へ

一、三斗五升

般若組潰家右同断

右之通深水附之者迄一軒へ一斗七升五合宛十五ヶ年賦ニ御貸付御座候由二而、

去ル十月七、八日比組々江配当仕候躰ニ承合申候

一、相廻候内指懸り相変儀見聞不仕候、依而高岡二而相調奉申上候

右奉言上候、以上

申

二月十二日 田中儀六郎判

庚申 礪波郡御貸米

二月十四日 之儀承合候一件

成——

魚津近——

一、去年十月比礪波郡へ御貸米被仰付候様子、此節右筋へ出役罷在候同心横目

田中儀六郎より^{承合}申越候、別紙文筆等見苦敷奉恐入候へ共其俣奉入御覧候

右——

庚申

二月十四日 成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之壹封指出候条、以御序御上可被下候、以上

申

二月十四日 成——判

(朱筆)「二月廿五日 戸田五右衛門判」

御近習頭中様

(朱筆)「右持参以松島栄太郎御用番へ達ス」

新川郡上条組池田村宗四郎儀疵付縊死仕候一件、檢使等之様子聞合方与力中

被申談候二付、稲川喜三之助・吉岡重太郎同道、当十一日発足仕相廻候内承

合候趣左ニ奉申上候

一、^(前田齊泰)中納言様当四月御帰国之砌、常願寺川水損ヶ所并大岩山暨芦畔寺御媼堂等

御巡覽被為遊候躰承受候二付、手筋を以別紙御道中奉行所等紙面三通并十

村共々相廻候御道筋等御休泊所附壹通写取候間奉指上候、右二付上市村等

何方茂御本陣等之儀品々心配罷在候由二御座候へ共、右躰御巡郷坏与申儀

者、昔古々無御座事故何連茂相悦居候儀ニ而、上市村杯役人共連日昼夜寄合仕、右御本陣等之示談最中之由、尤人々宅普請も追々取掛居候躰ニ御座

候

(安政六年)
一、去未五月十九日以来常願寺川出水ニ而水損変地所組々極難決人急難為御救米左之通被仰付候躰

一、百七十一石六升 嶋組

一、四十八石三斗 大田組

一、三石二斗四升 高野組

一、三斗六升 上条組

メ二百二十二石九斗六升

此方ニ

七百二十八俵二斗一升六合

東岩瀬御蔵ニ而嘉永五年初御渡之由

又

百七十三俵二斗四合

同所御蔵ニ而同六年初御渡之由

二口メ

八百九十一俵四斗二升

(安政六年)
右ハ去未十二月廿五、六日比被渡候躰ニ御座候へ共、(安政七年)
当正月十一日比、右組々

難決人江配当仕候躰ニ承受申候

富山様御家中之内御咎人等御座候旨相聞得候ニ付、猶更承合候趣左ニ奉申上候

新番御歩組

(マ)
伊村嘉右衛門

同

野崎伊太夫

右ハ御郡頭取役指除、当正月九日指控之躰

同

村田三十郎

同

(マ)
杉山守之助

右ハ御収納方頭取役指除、同日右同断

右之通御咎方被仰渡候由ニ御座候へ共、御書立等趣意柄相聞得不申候

大扨従之処御横目

喜多川矢角殿

御広式奉行之処今動石奉行

高田新助殿

右之通当正月上旬比転役被仰付候躰

組頭並之処寺社奉行

蟹江監物殿

新番御歩組ニ而御勘定頭取之処御郡頭取

布村孫三

同組ニ而御郡頭取

五十嵐覚兵衛

同組ニ而御勘定所小算用所御収納方頭取

(マ)
中井浅次郎

同組ニ而学校下役之処御収納方頭取

広瀬太兵衛

右之通当正月十四日転役被仰付候躰

高知組

林助八殿

同

林八弥殿

右ハ一昨年以来閉門被仰付置候処、当正月上旬比御免、隠居被仰渡候躰

富田助作殿

富田基兵衛殿

右ハ一昨年以来揚屋へ被入置候処、当正月上旬比御免、助作殿ハ類家預之由、

御兩人共河尻藤左衛門殿へ御引渡ニ相成候躰

成田壬侍殿

大野欽一郎殿

右ハ同様被入置候処、当正月上旬比御免被仰付候躰

一、当正月廿四日五日

長門守様御法会光嚴寺ニおゐて御修行御座候由、右ニ付金沢表ニ而御代香ニ御出候御人々左之通御座候

永原権之佐様

右ハ中納言様御代香之由ニ而、同廿三日富山表へ御參候者之由

大聖寺様御家中御家老

野江物集女様

右ハ大聖寺様御代香之躰

同御家中

前田織部殿

右ハ御隠居様御代香之躰ニ而、同廿四日富山表へ御參着、右御代香相濟候上、右權之佐様等御人々、同廿五日御立津之躰ニ御座候

一、茂松様御附御近習等被仰付候躰右御人々左ニ奉申上候

御近習頭

井上才記殿

御奥御近習

磯野新九郎殿

同断

佐々左成殿

御奥新番

久保才右衛門

同断

桑山音七

右之由、当正月下旬比江戸表ニおゐて被仰渡候躰ニ御座候

一、富山町等人氣之様子承合候処、春以来穩之躰ニ御座候、且又当御領猪谷筋等指掛異変之儀も相聞得不申候

一、相廻候村々役人共へ御縮方之義嚴重申談置候、右夫々承合候趣町新庄村へ奉申上候、併中ニハ聞繕兼候処も御座候ニ付、虚実等過当成儀共可被有御座与奉存候、乍恐御見通置被為成下候様奉願候^上

申

二月廿二日

原貞之丞判

庚申

富山表之儀等

二月廿九日 承合候一件

成

魚津近

一、同心横目原貞之丞等新川筋へ縊死人之儀ニ付出役仕、今度常願寺川水損跡御覽被為遊候御様子ニ付、上市村等之様子且御救米之義、將又富山表御家中之儀承合申越候、別紙文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候、右縊死人之義ハ当廿四日以御執次申上候通ニ御座候

一、右文中御道中奉行所等紙面三通与有之候ハ、右御巡見之義永原虎一郎等より御算用場奉行へ申遣候紙面

右之趣、同場より新川御郡奉行へ申渡候、紙面御郡奉行へ御扶持人共へ申渡候紙面写ニ御座候、且御休泊所附共右四通ハ奉入御覽候共、無詮品ニ奉存候ニ付不奉指上候、万一御用之義ニ候者被仰出次第奉心得候

庚申

二月廿九日

成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之沓封指出候条、以御序御上可被下候、以上

申

二月廿九日 成瀬主税判

(朱筆)「三月八日 丹羽錫吉判」

御近習頭中様

(朱筆)「右越後邸へ持参以松島栄太郎達ス」

射水筋へ為御縮方与力中為出役被申渡候^談二付、山田友太郎・小塚慶太郎同道、
当廿日発足仕所々相廻候内、^(安政六年)去年五月出水二而人家水附家へ御貸米暨御取扱米
被仰付候躰承受候二付、猶又入念聞繕候趣高岡二而相調左二奉申上候

一、七十七石四斗五升 下倉垣組

一、五十二石九斗七升五合 上倉垣組

一、二十四石二斗五升 大袋組

一、六十八石九斗五升 下東條組

一、四十六石二斗 上東條組

一、百二十石三斗五升 西條組

一、十五石四斗 二上組

一、十石一斗五升 南條組

一、三十九石八斗二升五合 上庄組

一、九斗五升 八代組

右之通去年五月以来川々出水二而、人家流失并潰家等二相成候者共江其以来
組々才許十村共々御貸米相願候躰二候処、同十一月中旬比御聞届之上、手寄候
御蔵并給人蔵二而渡り方御座候由二而其時々組二おゐて配当方仕候躰、尤十五
ヶ年賦二而御貸付御座候躰二承受申候

一、五百九十九石五斗二升七合 下倉垣組

一、三百二十五石五斗 上倉垣組

一、五十三石四斗四升五合 大袋組

一、二百八十五石三斗四升七合 下東條組

一、百六十石七斗六升六合 上東條組

一、三十六石 二上組

一、百十五石二斗四升三合 西條組

一、九百六十六石五斗四升 南條組

一、八十一石一斗六升二合 上庄組

一、二十六石八斗八升九合 八代組

ノ二千六百五十石四斗一升九合

右之通去年五月以来出水二而御田地流失等仕候者共へ為御取扱米、其以来右
組々十村共々夫々相願候躰二候処、同十二月上旬比御聞届之上、手寄之御蔵并
給人蔵二而渡り方御座候由二而其時々組々二而配当方仕候躰、尤返上方之儀ハ
被仰渡無御座候躰二承受申候

一、相廻候内指懸り相変儀無御座御静謐之躰二見聞仕候

右奉言上候、以上

二月廿九日 荻野茂右衛門判

■ 庚申

三月四日 射水郡御取扱^{救米等}
被下候様子承合候
小紙一件 成

魚

一、同心横目荻野茂右衛門等射水筋へ出役仕候処、去年川々出水二付水損二
付、御救米等被下候様子承合申越候、茂右衛門小紙文筆等見苦敷奉恐入候
へ共、其俣奉入御覧候

右謹

庚申

三月四日 成判

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之沓封指出候条、以御序御上可被下候、以上

申

三月四日 成——判

(朱筆)「三月十四日 高田久兵衛判」

御近習頭中様

(朱筆)「越後邸へ持参以橋本岩之助達」

三御郡盜賊改方為御用申三月廿六日魚津罷立、同閏三月廿七日右御用相仕廻
罷歸申候、所々見聞之趣左ニ奉申上候

一、新川御郡内相廻候へ共、相替儀相聞得不申候

一、町新庄村止宿之砌、太田組・嶋組十村共手代呼出、富山御領境暨飛州御境

目等之様子相尋候へ共、相替儀無御座旨申聞候

一、泊駅止宿之砌、越後筋之様子承合候へ共、相替儀相聞得不申候

一、境御関所相替儀無御座候

一、礪波御郡内相廻候へ共、相替儀相聞得不申候

一、井波・城端ニおゐて絹出来方等之様子承合候處、春以来上方等諸方へ引ケ

方一円無御座不潤色至極之躰ニ相聞得申候

一、利賀谷組・赤尾谷兩組十村共手代呼出、五ヶ山筋之様子相尋候へ共、相替

義無御座旨申聞候

一、福光新町止宿之砌、布出来方等之様子承合候處、春以来諸方へ引方薄ク不

潤色之躰ニ相聞得申候

一、射水御郡内相廻候得共、相替儀相聞得不申候

一、氷見止宿之砌、灘浦筋暨能州御境目等之様子承合候得共、相替儀相聞得不申候

一、諸浦猟業之様子承合候處、諸浦共春以来不猟至極之躰ニ相聞得申候

一、三御郡共麦・菜種至而出来不宜躰ニ見聞仕候

一、御郡内諸奉行人并十村共等勤方善惡之様子承合候得共、相替義相聞得不申候

一、火賊等注進仕候者共止宿所近辺ハ旅宿江呼出、相尋申候へ共、相替儀無御

座御靜謐ニ御座候、猶又向寄り罷在候陰聞・藤内共呼出、賊等承しらへ方
之儀急度申渡置候、尤御縮方之儀前々之通十村手代并村役人共へ嚴重申渡
置候、以上

申

閏三月廿五日 荒尾作左衛門判

成瀬主税様

去^末五月以来新川郡常願寺川出水ニ而、嶋組・大田組・高野組・上條組之内流

失家等之者共へ家作御取扱銀被下候旨等、先達而同役山本松太郎等分豫奉申上

候義候へ共、配当方等相分り兼候儀も御座候ニ付、御下知奉窺候處、猶更承合

可奉申上旨被為仰渡奉得其意則彼筋へ差向夫々聞繕候趣左ニ奉申上候

一、十二貫八百五匁 御印紙

右ハ嶋組之内東長江村等惣家数百九十二軒へ被下候割符高左之通ニ御座候

一、一貫五十目 皆流失家七軒当り、但一軒二付、百五十目宛之由

一、七貫五百二十目 半流失家七軒当り、但一軒二付、百五十目宛之由

一、三貫五百目 深泥入家等七十軒当り、但一軒二付、五十目宛之由

一、七百三十五匁 町新庄村・向新庄村藤内共二十一軒当り、但一軒二付、

卅五匁宛之由

右之通閏三月十一日比夫々配当仕候躰

一、一貫三百目 御印紙

右ハ太田組之内經堂村等五ヶ村惣家数二十二軒へ被下候割符高左之通ニ御座候

一、三百目 皆流失家二軒当り、但一軒二付、百五十目宛之由

右之通閏三月廿一日比夫々配当仕候躰

一、一貫六百三十五匁 御印紙

右ハ高野組之内常願寺村等九ヶ村惣家数三十三軒へ被下候割符高左之通ニ御座候

一、一貫六百目 泥入家等三十二軒当り、但一軒二付、五十目宛之由

一、三十五匁 塚越村藤内一人当り

右之通閏三月廿八日比夫々配当仕候躰

一、百五十目 御印紙

右ハ上条組土川原村孫兵衛家流失二付、閏三月廿日比相渡候躰

一、前件嶋組之内ハ昨年以來高原野江引越候者百七軒^十はかり有之由、右人々江家作御取扱銀一軒二付二百目宛之図を以惣銀高二十貫^三四百目被下候由二御座候得共、三、四度ニも御割符之躰二候、今度ハ右之内一軒二付五十目あて閏三月廿二日比同廿九日比迄二追々配当仕候躰

一、右百十七軒之者共引越二付、御貸米三百五十一石斗被仰付候躰ニ而、一軒二付、三石宛之図之由ニ御座候得共、代銀ニ引直シ是茂三度程ニ御割符之躰、今度者右代銀之内軒別百目宛前段被下銀ニ而一集二追々配当仕候躰ニ承受申候

一、相廻候先々且富山御領境暨猪谷筋等之様子手筋を以承合候処、指掛り相變儀も相聞得不申候

右奉言上候、以上

申

四月四日 原貞之丞判

魚

一、越中筋盜賊改方為御用与力荒尾作左衛門義同心横目永田俊三等召連、三月廿六日魚津罷立、三御郡夫々相廻、閏三月廿五日罷歸申候二付、所々見聞之趣別紙調理書指出候二付、其俣奉入御覽候

一、去年五月常願寺川出水ニ而新川郡内流失家等之者へ家作御取扱銀被下候旨等承合、同心横目原貞之丞小紙文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

一、魚津御馬廻辻守之助組外江御指加候旨、当三月廿四日御用番年寄中より御番頭へ被申渡候二付、則申渡候由之処、病氣ニ付^漸出府方不仕得、前月十九日家内引連魚津表出立仕候

○

右謹——、以上

庚申

四月廿日 成瀬主税判

一、私支配魚津御馬廻御番頭兩人之内神子田孫三郎義ハ朴実成人柄之様奉存候へ共、津田平兵衛義ハ遠所へ詰罷在候ニハ少^私ト不面如何敷奉存候義有之様被存候二付、前月十三日御用番本多播磨守へ心附候趣内達仕置候、猶更此表^三□而承合進而奉言上被仰出次第奉心得度奉存候

庚申 三御郡春廻り罷出候

四月廿日 与力荒尾作左衛門

調理書 成——

庚申 去年五月常願寺川

四月廿日 出水ニ付水損候者共へ

御取扱銀被下候一件 成——

(朱筆)「表書之通致承知則上之申候、以上」

別紙言上之一封指出候条、以御序御上可被下候、以上

申

四月廿日 成瀬主税判

(朱筆)「四月廿三日 笠間小源太判」

御近習頭中様

(朱筆)「右此日中使江出ス」

津田平兵衛

町人附合好ニ而折々調達も頼申ニ而も無之哉、惣躰正路とハ難申人柄之由

御代官

小川某

從來博奕家之所今以相止不申、去冬歟御横目方廻村之節、同人博奕聞合方ニ参り候とて、きつふ恐れをなし居申候所、右御横目方惣様聞合方魚津附足輕小頭歟長田何某江聞合候処、右何某ハ小川某と別熟ニ候故悪敷ハ不申、小川忍候女郎屋舂之所も不□して相尋候由、何方ニ向候而も同様悪敷者不申成、空敷引取候と申風聞、且小川某御役被仰付候ニ者金二百兩入用之由、同人口外も致候由也

与力荒尾某作左衛門歟せかれ被召出候

荒尾儀

當時き、物ニ而賄賂専与小川某党候者博奕ハいか、哉覽

足輕小頭

榮之助歟
長田何某

身分不相応奢侈ニ而、小川某之党ニ而、在住并与力を手ニ入、奸を御候ニ而ハ無之哉

當時割場附足輕

元魚津附

沢田四郎左衛門

但先達而不正之儀有之、小川采女在役中割場へ出候者ニ候所、何卒取成ニなり申度ニ付、金五十兩御材木方御用小川・布目某兩人江相達、當時相働候足輕加藤何某とか申者ニ取替之義相企テ小川等納得之風聞

先達而魚津市中子共の歌ニ

茶碗の尻を平兵衛かなめる

平兵衛の尻を大將かなめる

但茶碗とハ小川某の異名歟

庚申

四月廿九日

成瀬主税

魚津

一、御家老津田内蔵助、去年冬比今富山江詰罷在、当正月金沢へ出府仕候ニ付、

魚津之義何ぞ富山に而知レ候義も無之哉与内々願置候処、閏三月帰宅之上別紙内蔵助の指越、猶口達ニ而も承候別紙其俣奉入御覽候

一、御番頭津田平兵衛之義、当廿日奉言上候通御用番江内達仕置候ハ、組御馬廻惣様武芸等之義、平兵衛殊之外通立罷在、組之為随分宜義ニハ候へ共、元来其身武芸兵学杯も余り出来不申様子ニ而、去年春之比ハ西洋釵附筒□並等通立御馬廻一統稽古罷在候処、私一見仕十分ニ不申候処、其以来ふついと相止メ、其後ハ弓術殊之外通立罷在候、其外釵槍も通立候へ共、右釵附・弓之ニケ条ハ頭之意を迎へ候様之仕形歟と被存申候、左すれハ惣様通立方も少ト名聞之為ニ而実意成所薄様奉存候、私見聞候ハ右等之義ニ候へ共、是を以他を考候へハ少ト如何敷人柄之様、是迄考罷在候処、当春別紙之趣承候ニ付、早々御用番江及内達候義ニ御座候

一、別紙之趣ニ付、此度同心横目共へ申渡為聞合候処、魚津町人之内両三人も平兵衛方へ出入仕候者名書ハ指出候へ共、指而調達等頼申候様之風評も聞得不申旨申聞候

一、御馬廻之内ニ而小川平右衛門義ハ親ク毎度平兵衛御貸屋へ参り候由、馬場姿ハ余り氣ニ入不申様子ニ御座候由

一、町奉行井上井之助方御貸屋へも■参り、町方祭礼之節ハ■御貸前へ山を引候而子供芝居を仕、三味線太鼓等者殊之外賑ひ申候、即前々之仕来ニ御座候、右祭礼之内杯毎度参り候由ニ御座候、井之助義も平兵衛御貸屋へ参り候由

一、不正之義ハ何等聞得不申旨申聞候へ共、同心横目共之内平兵衛方へ出入仕候者も両三人罷在候、只風評ニ者上手なる人と申慣し候由ニ御座候

一、御番頭、神子田孫三郎義、数年相勤候間、能明キ所も候ハ、転役之義内達申置呉与毎度平兵衛申聞候ニ付、御用番へ一兩度私内達仕置候へ共、其後段々相考候処、同役相和シ不申故、右様申聞候義歟と不行届義内達仕置入罷在候一、昨日御用番奥村河内守より平兵衛之義私へ被尋、右等之趣内達仕并何レ遠所へ一人為詰被置候ニハ如何敷、畢竟御馬廻風儀之為ニも不可然奉存候、併右之通只私之愚考而已ニ而指而不正之義も聞得不申、何とぞ可相成義候

ハ、^転役替ニ而も被仰付被下候ハ、^{於私ハ}重畳難有奉存候旨内達仕置候

一、神子田孫三郎義ハ誠ニ朴実成人柄ニ而、是又文武之義ハ如何歟不存候へ共、数年御奉公なれ候与相見え能ク理合を相正シ随分無□之仁与奉存候、格別武芸等通立候ニ而も無御座候へ共、只物每実□実躰ニ相見え申候而、^{調練等も随分合点仕等}但風儀之為ニハ可宜哉ニ奉存候、^{取締之仁ニ御座候故}異船而已ニ而も無御座、当春江戸表之様子等承候処、不穩御時節与奉存候而、何とぞ御番頭ハ平日^{魚津ニ}遠所ニ相詰罷在候事故、何とぞ文武等心得罷在候仁御人撰被仰付候者、御手当方調練等之為ニも可宜歟^義与奉存候

一、別紙小川某等之義ハ追而奉申上度奉存候■
右未熟之義共奉恐入候へ共、謹而奉言上候、以上

庚申

四月廿九日 成瀬主税判

(朱筆)「以笹嶋平左衛門上ル」

魚

一、金沢御馬廻等より出船奉行又ハ出船御横目ニ而年々四、五月二、三ヶ月斗魚津へ出役之仁御座候、即魚津町止宿ニ而所々出役仕、夫々御用相勤、御米船出入之節、夫々御用相勤罷在候処、中ニハ風俗不宜仁も有之、町方ニおゐても迷惑仕候様子、又魚津御馬廻中之為ニも不宜被存申候、右ハ元来御番手之内より年々勤候由ニ而、人撰方も六ヶ敷可有御座候得共、何とぞ御馬廻頭等へ被申渡、其時々於頭々心得方等厳敷申渡候ハ、可然哉、是迄風俗不宜仕、私手合ニ而為聞合候者相知可申候へ共、左様迄之僉鑿無之共、先頭々へ被申渡候て可宜哉之旨、私心附候ニ付、委細之義前月御用番前田土佐守へ相達置申候

一、魚津御馬廻上村十三郎厄介人兄秀之助義不埒之義有之、先年十三郎手前ニ縮所へ入置候処、度々縮所破り候而立出、所々徘徊仕罷在候段、去年八月廿五日奉言上候通御座候、其後御番頭神子田孫三郎等示合候而手合同心ニ而召連、又候厳重縮所へ入置候段、十一月九日奉言上候通ニ候処、又候前

月十一、二日比縮所拔出所々徘徊仕候躰之段、同心横目共々申越候、依而御番頭手前承候処、右縮所内々不在合所々相尋候へ共、行衛相知不申段、前月廿八日御用番へ及達候由、再三度之義ニ候故、十三郎義自分ニ指控方哉之上及達置候へ共、未指図も無之由ニ御座候

右謹

庚申

六月十一日「歟」^(朱筆) 成瀬主税判

(朱筆)「以村田徳三郎上ル」

新川筋へ出役方与力中被申談候ニ付、永原源五右衛門・木村亀太郎同道発足仕相廻候処、富山様御家中御各人御座候躰、且米価高直等ニ付小前之者共人氣騒々敷儀承受候ニ付、猶又町新庄村等ニ而聞繕取沙汰之趣左ニ奉申上候

若年寄御勝手方

市川金六殿

同

不破覚右衛門殿

右追而御尋候節御座候由ニ而、前月十八日比慎方被仰付候躰

御郡奉行新番組頭並

福田左源太殿

右役儀御指除、御馬廻組^{隠居}元列慎方同日被仰付候躰

御郡奉行無組

浦上判五右衛門殿

右役儀御指除、御馬廻組元列慎方同日被仰付候躰

新番御歩

村田三十郎

右ハ去ル十一月下旬比迄御蔵所頭取役之躰ニ候処、役儀御指除、指控被仰付候由ニ候処、前月十八日比釘ノ被仰付候躰

新番御歩

杉山守之進

右三十郎同勤之躰ニ候処、同日遠慮被仰付候躰

御歩組

中村三蔵

御細工人

新庄吉之助

右兩人元組末列江御引下ケ同日追込被仰付候躰

右御人々御咎方被仰付候御趣意柄趣聞繕候へ共、委曲之義承合兼申候、併シ風

評ニハ御米方一件ニ付何歟不都合等之趣御座候■ニ而右様御咎方被仰付候躰ニ

取沙汰仕候

一、富山町米価高直ニ付、前月廿三日夜ハ難渋人五人十人連ニ而都合四、五十

人斗追々ニ身元宜者方ヘ罷越、錢等押乞候躰ニ候処、何も十錢廿錢斗宛指

遣候由、尤錢指出シ不申候得者何歟愚口申、罷歸候躰ニ御座候、併シ同廿

七日比迄四、五日斗連夜無出候由ニ候得共、其後一円右様罷出者無御座候

ニ而、尤其以来身元宜者共方ハ難渋人江粥少々宛指出候由ニ而、比日追々

人氣穩ニ相成候躰ニ御座候、且右錢押乞ニ罷出候者共ハ多分女子斗之躰ニ

承受申候

一、比日金沢表ハ山崎庄兵衛殿・水原清兵衛殿等、富山表ヘ御出被成候躰

一、富山様御家老花木初弥殿前月廿日比金沢表ヘ何歟御願方ニ被罷越候躰

一、当御領新川御郡内村々一統江夫食被下方御座候躰承受候得共、中ニハ不分

明之ケ所も御座候ニ付、此儀ハ魚津表同役共ハ委曲承合可奉申上儀ニ示合

□□申候

一、同新川郡嶋組高原野御田地「」当四月比為尿代銀百貫六百目斗御貸

附方御座候躰、且同組御田地水損村江為尿代銀六貫七百四十目余御貸附

方御座候躰、此余ニも御貸附銀御座候由ニ候へ者、比日割符方等調理中之

躰ニ銀配ケ所等聞繕兼申候、且同郡太田組御田地水損村々へも当四月比為

尿代銀十七貫六百六十目余御貸附之躰、且同郡上条組水損村々江も一貫

八百目余御貸附之躰、同高野組水損村々へも一貫六貫五百目斗御貸附候躰、

同広田組水損村々江も御貸附方御座候躰ニ承合申候

右之通御貸附方御座候由ニ付、右組村々一統相歎居候躰ニ御座候

一、前件御咎人等聞繕候趣風評有之趣奉申上候間、聞合方未熟不都合等之趣乍

恐御用捨被為成下候様奉□□候

右奉言上候、以上

申

六月五日

永田俊三判

庚申

富山御家中之様子

六月九日

并新川郡内御貸

附銀之様子承合候一件

成

魚

一、同心横目永田俊三等新川筋江出役仕候処、富山御家中等之義承請候ニ付申

越候、別紙文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覧候

右謹而

庚申

六月五日

成瀬主税判

〔朱筆〕「右以庄田吟右衛門上ル」

新川御郡内御本役為御用村井余所之助同道仕、当十九日魚津出立、広田組之

内辻ケ堂村ハ嶋組并太田組之「」猪谷御関所辺迄相廻、同廿一日罷「

」趣左ニ奉申上候

一、相廻候在々植附之様子承合候処、当四月指入ハ同五月中旬比迄植附相仕

廻、何も草出来相応之作躰ニ見聞仕候

一、麦・菜種出作之様子承合候処、春來雪消方遅暨潤も不宜候ニ付、去年ハ二

歩斗取不足仕候躰ニ承受申候

一、富山表并御境目相変儀承り不申御静謐ニ見聞仕候、尤猪谷御関所辺暨飛州筋等異変之趣も無御座穩之躰ニ相聞得申候

一、相廻候村々流浪躰之者も見聞見当不申、猶御縮方之儀在々肝煎へ嚴重申談置候

右奉言上候、以上

申

五月廿二日

田中儀六郎判

新川御郡御本役方為御用申五月十九日平同心吉岡重太郎同道魚津発足仕、上条組柳寺村々常願寺川筋暨高野組之内宮路岩崎^寺村等々相廻、同月廿一日罷帰申候、承合之趣左ニ奉申上候

一、当改作方之様子承請候処、苗植付已来相応之出来ニ相成、尤比日何レ茂草修理ニ取懸り出精罷在申候、且麦・菜種作之義ハ常並少作薄之躰ニ承合申候

一、相廻候ヶ所指懸相変儀承不申御静謐ニ相聞得申候、尤流浪躰紛敷者も見當り不申候、尚更諸事御縮方之儀村役人共へ嚴重談置申候

右奉言上候、以上

申

五月廿三日

石川良之助判

御本役為御用当廿三日永田嘉太夫同道魚津発足仕、南加積組・東加積組之内本

江谷・早月谷・黒川村詰迄相廻、同廿五日罷帰、所々見聞之趣左ニ奉申上候

一、青田善悪之様子承合候処、当十一日夜大風ニ而候由、吹倒レ候ヶ所も有之候躰ニ候へ共、敢而指障候程ニ而□無御座由「」」「生立方相応宜躰ニ

御座候、尤麦・菜種茂茹取跡田まで夫々植付相仕舞、当時草修理等精ニ入相励罷在候躰ニ見聞仕候

一、麦・菜種之様子承合候処、両様共不宜候由ニ而、小麦杯ハ昨年一石二付五貫文位之処、当年ハ七貫文斗も仕候躰、且又菜種も昨年一石二付九貫文斗

之処比日十一貫文余之躰ニ御座候、尤先達而以来雨天勝ニ付、実入方等不熟ニ而何方も余程取不宜ニ相成候躰ニ相聞得申候

一、相廻候村々指懸り相変儀茂無御座、暨騒敷者等見当り不申候、且又米穀高直ニ付、小前之者共迷惑之躰ニ御座候得共、右高直之割合稼方茂相応ニ御座候哉、人氣悪敷申義も無御座躰、併近□新乞食之躰のもの適見聞仕申候、猶所々役人共へ火盜等御縮方之儀嚴重申談置候

右奉言上候、以上

申

三月廿六日

原貞之丞判

新川御郡御本役方為御用加□新太郎同道、当廿三日発足仕、下条組市江村々上段筋白岩谷・大岩谷并上条組等之内上市村辺所々相廻、同廿六日罷帰り、承合候趣左ニ奉申上候

一、相廻り候村々指懸り相変儀承不申御^静謐ニ御座候、改作方之様子承合候処、前月上旬比苗植付方ニ取懸り追々相仕舞、当時青田見成相応之躰ニ見聞仕候、且麦・菜種出作之様子承合候処、何方も茹入方相仕舞出来仕候処、両様共六歩斗之作躰ニ承受申候

一、流浪躰紛敷者立入不申哉承合候へ共、右躰之者も徘徊不仕候旨村々役人共申聞候、猶更諸事御縮方之義嚴重申談置候

右奉言上候、以上

申

五月廿七日

荻野茂右衛門判

新川御郡内御本役為御用「」」「同道、同廿七日魚津出立「」」

角川谷々上布施組之内相廻、同廿九日罷帰、見聞之趣左ニ奉申上候

一、相廻候所々指懸り相変儀承り不申御静謐之躰ニ御座候、且植附之様子承合候処、麦・菜種田辺植付相済、比日三番草引懸り申、植附以来潤氣宜御座候故草出来相応ニ聞^見聞仕候

一、麦・菜種出作之義ハ春來寒永ク御座候故、去年ハ二歩斗相劣候躰ニ相聞得申候

一、相廻候内流浪躰紛敷者も見当不申候、猶又在方役人共へ御縮方等嚴重申談置候

右奉言上候、以上

申

六月朔日 田中儀六郎判

新川郡御本役^方為御用田中武兵衛同道、前月廿七日魚津発足仕、大布施組・大三位組・三位組・五ヶ庄組・下布施組之内并境詰迄相廻、昨朔日罷歸申候、^承合候趣左ニ奉申上候

一、当改作之義ハ四月中^旬比^旬田植初五月中旬比辺ニ追々植付廻、當時苗之育立相応ニ見聞仕候、且麦・菜種之義ハ昨年より余程劣リ不宜^作躰之由ニ御座候

一、境御関所并御境目大平村暨越後筋之様子承合候処、相変儀無御座躰ニ聞繕申候

一、相廻候宿在指当り火賊并流浪躰紛敷者見当り不申御静謐ニ御座候、猶更御縮方之儀村役人共へ嚴重申談置候

右奉言上候、以上

申

■^六月二日 山本松太郎判

新川郡内本役廻ニ罷出候
六月十三日 同心横目共調理書六通

成

魚津近

一、新川郡内本役為御縮方同心横目之内平同心一人宛同道仕、六手合ニ相分レ、

五月十九日より六月朔日迄之内組々相廻候而、^見聞聞之趣別紙六通指越申候、文筆等見苦敷奉恐入候へ共其俣奉入御覽候

右

庚申

六月十三日 成——判

(朱筆)「以笠間小源太上ル」

三御郡盜賊改方為御用申五月九日魚津罷立、同六月九日右御用相仕廻罷歸申候、所々見聞之趣左ニ^{奉脱カ}申上候

一、礪波御郡内相廻候得共、相替義無御座候

一、井波・城端絹出来方之儀承合候処、糸殊之外高直ニ而絹出来候共、引合不申不潤色之由ニ御座候

一、福光村ニ而布出来方之儀承合候処、随分引ケ口も有之、潤色ニ相成候躰ニ御座候

一、五ヶ山主附十村手代呼出、五ヶ山筋之様子相尋候処、流刑人等相替儀無御座旨申聞候

一、射水御郡内相廻候得共、相替義相聞得不申候

一、新川御郡内相廻候得共、相替義相聞得不申候

一、町新庄村ニ而大田組并嶋組主付十村手代呼出、富山御家中等之様子暨同御領境并飛州御境目等之様子相尋候へ共、相替儀無御座旨申聞候

一、泊町ニ而越後筋之様子等承合候へ共、相替儀相聞得不申候

一、海辺船手之様子承合候へ共、相替儀相聞得不申候、獵業之様子相尋候処、少々宛有之躰ニ御座候

一、所々青田之様子承合候処、生立方宜敷躰ニ御座候

一、山入畑作之様子承合候処、相応之作躰ニ御座候

一、御郡内諸奉行人并十村共等勤向善惡之様子承合候へ共、相替儀相聞得不申候

一、所々ニ而忠孝を励候者有之哉承合候へ共、人並ニ勝レ候者相聞得不申候

一、火賊等注進仕候者共止宿所向寄之者共呼出、相尋候へ共、相替儀無御座御
静謐御座候、猶又向寄ニ罷在候陰聞・藤内共呼出、賊等承調理方之儀急度
申渡置候、尤御縮方之義十村手代并村役人等へ嚴重申渡置候、以上

申

六月九日

荒尾儀左衛門判

成瀬主税様

越中筋盜賊改方為御用荒尾儀左衛門手合、申五月九日^九魚津発途、所々相廻、
同六月九日帰着仕、承合之趣左ニ奉申上候

一、三御郡共御静謐之躰見聞仕候

一、当年作躰之様子承合候処、当時□出来宜、惣而青田面申分無御座躰、大

豆・小豆等山作畑作共生立方宜躰見聞仕候

一、麦・菜種出来之様子承合候処、両様共作不宜、余程取不足仕候躰ニ而、直
段も昨年ハ少シ高直之躰承合申候

一、当時米直段大躰一升ニ付九十四、五文ハ百文斗仕候躰ニ而、取方ニ寄役人
共手前ニおゐて難渋人取救方詮儀罷在候躰承合申候

一、猪谷筋・飛州御境目・富山表并御領境能州御境目暨灘浦筋・御境御関所并
大平村越後筋指懸り相変儀承不申候

一、所々御蔵所相变義承不申候

一、五ヶ山筋并流刑人相变儀承不申候

一、井波・城端絹出来之様子承合候処、春以来蚕不出来之躰ニ「
高直ニ相成、諸向商方引合兼□躰、且福光村・戸出村等産物之布相応出来
随分売捌方宜躰承合申候

一、諸浦猟業之様子承合候処、夏^海梅□成候得者、連年不猟勝之躰候得共、当時
可成猟業有之取統罷在候躰相聞申候

一、相廻候内流浪躰紛敷者見当り不申候、猶更宿在役人共江御縮方之義嚴重申
談置申候

右奉言上候、以上

申

六月十日

立花源吾判

庚申

三御郡夏廻ニ罷出候

六月十八日

与力荒尾儀左衛門

調理書

成

庚申

夏廻ニ罷出候荒尾儀左衛門

六月十八日

手合ニ罷出候同心小頭

立花源吾小紙

成

魚

一、越中筋盜賊改方為御用与力荒尾儀左衛門義同心小頭立花源吾等召連、五月
九日魚津^出罷立、三御郡夫々相廻、六月九日罷歸申候ニ付、所々見聞之趣別
紙調理書并右源吾小紙共^一通其俣奉入御覽候

一、此間奉言上候魚津御馬廻上村十三郎厄介人兄秀之助再三出奔仕候義ニ付、身
分之義相達置候処、不及其義段御用番より当十四日比指図有之候由ニ御座候

右

庚申

六月十八日

成

判

(朱筆)「以戸田五左衛門上ル」

当閏三月下旬比新川御郡方江夫食御貸米被仰付候躰ニ付、其以来聞^候緒、閏
四月上旬比右組々江配当仕候趣等左ニ奉申上候

一、百七十七石六斗五升四合 大田組渡り

但右之内半高糶ニ而御渡御座候躰

一、二百二十三石二斗七升

嶋組渡り

但右同断

一、二百三十九石二斗二升二合 広田組渡り

但右同断

一、二百三石五斗五升二合 高野組渡り

但右同断

一、二百十九石二斗七升二合 上条組渡り

但右同断

一、三百二十五石三斗三升五合 弓庄組渡り

但右同断

一、三百十六石二斗二升三合 下条組渡り

但右同断

一、百六十四石二斗五升三合 西加積組渡り

但右同断

一、二百三十九石四斗八升六合 中加積組渡り

但右同断

一、二百五十八石一斗三升八合 東加積組渡り

但右同断

一、二百一石五斗九升 上布施組渡り

但右同断

一、百二十二石五斗三升六合 下布施組渡り

但右同断

一、百七十四石七升二合 大布施組渡り

但右同断

一、百七十石七斗七合 大三位組渡り

但右同断

一、百九十六石六升八合 五ヶ庄組渡り

但右同断

一、百九十九石八斗一升三合 三位組渡り

但右同断

一、四十二石八斗一升四合 布施山開

但右同断

右之通夫々配当方仕候旨承受申候、当所等相替義承不申候
右奉言上候、以上

申

六月廿一日

原貞之丞判

荻野茂右衛門判

山本松太郎判

永田俊三判

田中儀六郎判

礪波御郡方へ当閏三月夫喰御貸米被仰付候之处、同四月上旬比夫々配当仕候
躰相聞得申候二付、入念承合候处、右御貸米代粉并銀子を以被仰付候躰、尚
又配当高等左二奉申上候

一、千六百十俵三斗九升 粉 山田組渡り

一、三貫七百四匁八分 銀

一、千四百八十四俵一斗九升八合 粉 太美組渡り

一、二貫九百七十六匁四分 銀

一、千五百十俵三升六合 粉 井口組渡り

一、二貫三百四十三匁六分 銀

一、千二百三十俵四斗五升六合 粉 石黒組渡り

一、五貫百八十九匁二分 銀

一、千五百二十八俵一斗八升四合 粉 蟹谷組渡り

一、五貫百八十九匁二分 銀

一、千二百三十俵四斗五升六合 粉 石黒組渡り

一、五貫百八十九匁二分 銀

一、千五百二十八俵一斗八升四合 粉 蟹谷組渡り

一、五貫四百目六分四厘	銀	
一、千五百四十四俵二斗五升八合	粉	野尻組渡り
一、七百六十八匁	銀	
一、八百八十六俵四斗四升	粉	山見組渡り
一、七百九匁六分八厘	銀	
一、千■百六十五俵六升二合	粉	庄下組渡り
一、一貫七百八十六匁九分六厘	銀	
一、千百六十三俵八升八合	粉	盤着組渡り
一、七貫四百二十五匁八分四厘	銀	
一、千二百三十七俵三斗	粉	若林組渡り
一、六百三十四匁四分	銀	
一、千三百七十六俵	粉	糸岡組渡り
一、一貫二百九十三匁四厘	銀	
一、千二百六十九俵四斗三升六合	粉	宮嶋組渡り
一、十五貫五百七十一匁二分八厘	銀	
一、千百八十六俵四斗五升四合	粉	五位組渡り
一、十六貫七百九十八匁四分八厘	銀	
一、千百二十九俵一斗一升二合	粉	国吉組渡り
一、十六貫三百三十一匁五分二厘	銀	

惣粉

一万八千三百二十三俵四斗一升四合

惣銀

八十貫九百三十三匁八分四厘

外二

三百十七石九升一合 玄米 五ヶ山渡り

右惣ノ高之通礪波郡へ被仰付、夫々配当仕候由ニ而御郡方一統恐悦罷在候躰ニ承請申候、外相替儀承不申候、依而右夫々福光村ニ而相調申義ニ御座候
申

六月廿八日 石川良之助判

庚申 新川郡夫喰

六月晦日 御貸米一件

承合候小紙 成

庚申 礪波郡夫喰

六月晦日 御貸米等一件

承合候小紙 成

魚津等

一、新川郡・礪波郡夫喰御貸米之義承合候小紙、同心横目共々指越候、文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

一、当四月廿九日奉指上候魚津表之風評書之内、小川某と有之候ハ、魚津御馬廻小川平右衛門之事と奉存候、右ハ去年十月御尋ニ付申上候通ニ御座候、御代官被仰付候節之賄賂金之義と申ハ私ハ何等も承不申候

一、荒尾儀——と有之候ハ、当時新知ニ被召出置候与力荒尾儀左衛門事ニ奉

存候、当年四十七才ニ而先年より御土蔵懸御用且同心砲術指引も仕、当時專御用立之者ニ御座候、儀左衛門娘平右衛門嫡子小川伝太夫江嫁娶仕度旨願聞候、左すれハ平右衛門と別熟カハ相知不申候へ共、賄賂等之義ハ私承不申、敵を不正を働候様ニも被存不申候へ共、加様之風評ハ於私も甚恐入候義ニ奉存候

一、長田何某と有之候ハ、同心小頭永田栄之助事と奉存候、此者先在住之節小頭役指除候義有之、又其後再役申付候者ニ御座候而、余程御用立之者ニハ候へ共、當時同心之出頭第一ニ而少ト權威張候者ニ御座候間、奢侈之義ハ如何共難申上奉存候、當時魚津同心ニ而之き、者ハ栄之助并同心横目永田俊三ニ候与上市村辺之者ニ候歟申候与之義、先達而承候義ニ御座候、不正之儀ハ何等承不申候

一、沢田四郎左衛門、元魚津附与有之候へ共、私手合ニ而ハ無御座、御材木方御用手先足ニ而、則魚津御馬廻ニ而御代官小川殿采女・小川平右衛門支配之者ニ候故、委細^不奉存候、當時勤罷在候ハ沢田喜一郎・加藤唯八郎と申兩人之様子ニ御座候

一、茶碗之尻を云々、茶碗之義ハ小川故采女方ニノンコウ之黒茶碗取持罷在、近年京都へ指出、千種家ニ而住之江と銘を被付、藪の内何某道入と書付仕、殊之外評判高ニ相成候由ニ御座候、采女義去年病死仕、當時ハ小川恒之助と申候而則家ニ取持罷在候、右を小川平右衛門方と心得、津田平兵衛別熟故ケ様唄ひ候歟、又者故采女事ニ而候而も不相知候へ共、多分取違^かと奉存候、平兵衛之尻を大將かなめると、大將とハ訓練を見居候而私事を申候歟と奉存候、付而ハ心当之義乍恐奉申上候、去年私魚津詰中平兵衛詰罷在候処、御馬廻等訓練之義且文武稽古之節又者具足着腹坏ニも惣様毎度御馬廻御貸屋稽古所等へも私参り、訓練之義ニ付而ハ平兵衛義毎度役邸私御貸屋へ罷越候、其内四月廿四日魚津浦異国船航通伏木浦へ参り候節より出張方等之義ニ付、御馬廻中何かと平兵衛方へ指図受ニ参り候様子、御馬廻之中ニも武故普藏・岡嶋与次郎・山根清八杯少ト手剛キ人柄ニ而六ヶ敷義共も申出、少々平兵衛も持余シ候ニ而ハなきやニ被察候、依而私方へ毎度

罷越示談方仕候義有之、其内御馬廻一統役邸へ呼集、平兵衛^{と相同じ}諸共申論候事も有之候、平兵衛義、軍事ニ付而ハ少ト^{訓練方杯も只上手を以指引罷在候様ニ而有之}不行届様之義も相聞得候へ共、頭役之義ニ候へハ、引ケを為取候而ハ組中不心腹之基とも相成、不容^{されハ}易義ニ心附候故、其所ハ私よき様ニ引廻し置候義も有之候、其上先達而も申上候通、上手共申候人柄故、随而私^{御座候}を不患申繕^不奉存候、是等今度他より見候へハ、右流行唄之様見^候ハ尤と奉存候、於私ハ神子田孫三郎も同様ニ御座候へ共、此人も軍事ニ付而急度心得有之与見^不不申候へ共、有之備ニ而上手のなき人柄ニ候故、指引方却而宜義ニ御座候

右謹而奉言上候、以上

庚申

六月晦日 成瀬主税判

(朱筆)「右以庄田吟右衛門上ル」

去年以来富山表へ御家老様方等御詰、其上先達而水原清五郎殿等、同所御財用方為御用被相詰候由、右ニ付、彼方様御家老衆初百姓町人等ニ至迄氣受方等実意之処、承合可奉申上旨被仰渡奉畏候、承合之趣左ニ奉申上候

一、其以来御家老様方等御詰ニ付、彼方様御家老衆等、御政事方等万事御相談御治定被仰付候御様子御不当之義無御座、御家中御風俗方等無何与立直り申由、且町人百姓中ニおゐてハ當時新規ニ御調達銀等御取立物も不被仰渡、安心渡世仕居申由ニ御座候、水原清五郎殿等未富山表へ不被罷越躰ニ候得共、畢竟下々成立之基与相悦居候躰風聞仕候

一、富山町等人氣之様子承合候処、先達而以来同所地米等無数之由ニ候処、前月上旬比他国米二千石御買入、且從此方様茂米御借上御積廻御座候由ニ而、當時米直段ハ玄米壺石十一貫二百文位之由、尤富山町之内極難渋者ハ其町内之願ニ依り前月朔日比より男女子供ニ至迄一日一人五夕平均を以御救粥被下候躰ニ而當時之処人氣驕立申様之義無御座躰ニ承合申候

右奉言上候、以上
申

七月六日 永田栄之助判

庚申 富山表之様子
七月九日 承合候小紙 成

魚津等

一、去年来富山表へ御家老中等詰被仰付、段々御世話被為[■]在候御様子承候ニ
付、^{心附}下々^之氣向方様^{密々}承合通候様申付置候処、同心小頭より申越候、
別紙文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

右謹而奉言上候、以上

庚申

七月九日 成——判

(朱筆)「以高田久兵衛上ル」

当月上旬新川御郡方へ御貸^〆糶并御貸銀被仰付候躰ニ付、夫々承合候処、右^〆糶
等同九日十日比組々江配当仕候由、尤配当高等左ニ奉申上候

一、百九十三俵 糶 大田組渡
一、六百四十九匁 銀

一、百五十九俵一斗 糶 嶋組渡
一、五百三十五匁 銀

一、百七十三俵四斗 糶 広田組渡
一、五百八十五匁 銀

一、百八十一俵 糶 高野組渡
一、六百九匁 銀

一、二百三俵四斗 糶 上条組渡

一、六百八十五匁 銀

一、百七十一俵二斗 糶 弓庄組^(渡脱力)

一、五百七十六匁 銀

一、百八十八俵三斗 糶 下条組^(渡脱力)

一、六百三十四匁 銀

一、百九十六俵 糶 西加積組^(渡脱力)

一、六百五十九匁 銀

一、百五十七俵一斗 糶 中加積組^(渡脱力)

一、五百二十九匁 銀

一、百九十一俵三斗 糶 東加積組^(渡脱力)

一、六百四十四匁 銀

一、百九十一俵二斗 糶 上布施組^(渡脱力)

一、六百四十三匁 銀

一、百九十四俵 糶 下布施組^(渡脱力)

一、六百五十三匁^匁 銀

一、百六十七俵四斗 糶 大布施組^(渡脱力)

一、五百六十四匁 銀

一、二百九俵
一、七百三匁
銀 大三位組渡

一、百八十二俵
一、六百十一匁
銀 五ヶ庄組渡

一、二百二俵
一、六百七十九匁
銀 三位組渡

一、十二俵一斗
一、四十二匁
銀 布施山開渡

惣粉
二千九百七十四俵
此分当暮返上被仰渡候躰

惣銀
十貫目
此分当九月返上被仰渡候躰

右之通組々江相渡候二付、其以来村々配当仕候由二而、小前之者共恐悦罷在候
躰二承受申候
一、当所等相変儀承不申候
申

七月十六日
原貞之丞判
荻野茂右衛門判
山本松太郎判
永田俊三判
石川良之助判
田中儀六郎判

庚申
新川郡内御貸粉
七月廿二日
等被下候様子一件

成

魚津等

一、新川御郡方へ御貸粉御貸銀被下候由二付、様子承合申越候、同心横目共小紙文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

右

庚申

七月廿二日

成瀬主税判

〔朱筆〕「以笠間小源太上ル、村田徳三郎歟」

先年水損仕候常願寺川縁高野組田添村家数十二軒松本開等へ引越之者共二新開高被仰付候義等暨水原清五郎殿等高山表へ被致着候趣等左二奉申上候
一、百六十六石二斗 右田添村十二軒引越之者共へ被下候新開高

但前月十日比被仰渡候

一、四貫二百目保銀

右引越之者家作并為飯米代一軒二付三百五十目宛御扶持人十村手前分取替相渡候由、尤畢竟之處、改作所分被相

渡候躰、但前月十日比当月十四日比兩度二右銀高相渡候由

一、水原清五郎殿・笹嶋左平殿、当月十八日富山表へ被致着候躰、且右二付同所風評之趣承合候処、何事も着被致候而日数も無御座義二付、相聞得兼申候得共、無何下々氣請宜躰二承請申候、依而夫々町新庄村二而相調申義二御座候、右之外相替義承不申候

右奉言上候、以上

申

七月廿七日

石川良之助判

当七月上旬比射水組々江御貸粉并御貸銀被仰付候躰、承受候二付、夫々聞合候処、当九日十日組々へ配当方有之候趣等左ニ奉申上候

一、百九十七俵 粉 下倉垣組渡り

一、一貫目 銀子

一、百八十二俵 粉 上倉垣組渡り

一、一貫目 銀子

一、五十俵 粉 大袋組渡り

一、一貫目 銀子

一、百九十三俵 同 下東條組渡り

一、一貫目 同

一、百九十一俵 同 上東條組渡り

一、一貫目 同

一、百七十九俵 同 二上組渡り

一、一貫目 同

一、二百十俵 同 西條組渡り

一、一貫目 銀子

一、二百三俵 同 上庄組渡り

一、一貫目 同

一、二百三十七俵 同 八代組渡り

一、一貫目 同

惣粉高

千八百九十三俵 此分当暮返上之趣被仰渡候躰

惣銀子高

十貫目 此分返上方之義御詮儀中ニ而当分被下切之躰ニ御座候

右之通組々へ相渡り候上、村々へ夫々配当仕候躰ニ御座候

一、相廻候宿在人氣之様子承り候処、作躰宜御座候二付、随分穩之躰ニ承受申候

右高岡ニ而相調奉言上候、以上

申

七月廿九日 田中儀六郎判

庚申 常願寺川縁之者へ被申候

七月二日 并富山表之一件

成

庚申 射水郡内御貸粉等

八月二日 被下候様子一件

成

魚

一、常願寺川縁之者へ被下高銀子并富山表へ水原清五郎等相詰候様子、且射水加郡方へ御貸粉御貸銀被下候由二付、様子承合申越候、同心横目共小紙二通文筆等見苦敷奉恐入候へ共其保奉入御覽候

右

庚申

八月二日

成瀬主税判

(朱筆)「以笠間小源太上ル」

富山表へ去秋以来御家老衆方等御詰、其上先達而水原清五郎殿・笹嶋左平殿同所御財用方為御用被相詰、右二付、富山御家老衆初百姓町人迄茂氣受方之義、御内密御耳合之義被仰渡、其節同役永田栄之助義出役申二付、同人分委曲奉申上候様及演舌置候へ共、栄之助出役中、右清五郎殿等御詰無御座由、今度私儀彼筋相廻候事故、得与承合御達奉申上候様及演舌候二付、聞繕候故、左二奉申上候、以上

一、去秋以来御方家老衆等御詰二付、彼方様御家老衆等御政事向等御示談之上御治定被仰付候御様子柄二て万端不当之義無御座、御家中ヲ初下々迄一統恐腹罷在候躰二承受申候、且水原清五郎殿等当七月八日富山表へ被致着、其以来御勝手方御席江被相詰、是又万端御相談御座候之御様子二相聞得申候、清五郎殿等被罷越候後、新規二被仰渡候等無御座、未発之義二付、善惡之風評不仕候、併町在二おゐて風評申慣候処二而ハ、是迄連年不時御調達金茂被仰付候得共、此方様御家老衆等御詰以来、御調達金も不被仰付候事故、御領内融通方も手広ク相成、自然与人氣穩二押移り、御家中初下々迄、畢竟之処、御勝手向御取直之場二至り可申御詮義振り故与一統相悦罷在候躰二承合申候

一、富山御家中之内市川金六殿・不破寛右衛門殿、前年寄并御勝手方御主付被相勤居候処、当五月以来御咎被仰付置候得とも、当月十八日着、年寄役等御指除慎方御指解之躰二承受申候

右之通承合申候、且富山御領境等相替義承り不申候

右町新庄村二而調筆仕奉言上候、以上

申

八月廿五日

今井采吉判

魚津

一、富山表へ御家老中等詰被仰付候二付、下々等之様子不目立^様密々聞合可申越様同心小頭同心横目へ申渡置候処、小頭今井采吉^{今度義出役之序開合}より申越候、別紙文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其保奉入御覧候

右謹

庚申

八月廿八日

成瀬主税判

庚申

富山表之様子

八月廿八日 承合候一件

成瀬主税

(朱筆)「以村田徳三郎上ル」

越中筋盜賊改方為御用申八月六日魚津罷立、同九月六日右御用相仕廻罷帰申候

礪波郡

一、井波・城端・福光新町・今石動、右泊所并近在共相替義無御座候

一、城端・井波産物絹等出来方之様子承り候処、当春以来江戸表へ糸二而数多相洩候由二而、絹出来不申軽キ者共難義仕候躰承り申候、依而右洩荷いたし候者心懸相調理候へ共、聞へ兼申付、猶更陰聞・藤内共江調理方申渡置候

一、五ヶ山両組手代止宿所江罷出候付、五ヶ山之様子承り候処、相替義無御座由、尤流刑人異変無御座旨申聞候

射水郡

一、高岡・氷見・放生津・打出・本江村、右泊所并近在共相替義無御座候

一、伏木湊■相替義無御座候

新川郡

一、上市村・町新庄村・東水橋下・材木村・生地村・入膳村・泊町・大家庄村・小川・湯本・三日市村、右泊所并近在共相替義無御座候

一、浦々二而異国船取沙汰何等之義も無御座候

一、富山御領八尾・山田・湯本、右泊所相替義無御座候、且富山町同御領内是又相替義無御座候

一、境御関所等相替義無御座候

一、越後筋等相替義無御座候

一、三御郡共当年米出来近年無御座能キ出来二而、町在共御静謐至極ニ相見得申候

一、諸浦共不獵ニ御座候へ共、米出来宜敷御座候故、困窮之躰相見得不申候

一、富山之御家中并御郡奉行等都而遠所在勤之侍中暨御郡附等役人共勤向并風

儀之義不正之趣何等之義も相聞得不申候

夏以来
一、火賊注進仕候者止宿所江呼出、相調理候へ共、手懸無御座候、尤陰聞・

藤内共江無油断承合候旨申渡置候

一、止宿所之役人共并十村手代止宿所江罷出候ニ付、諸事御縮方之義、嚴重申渡置候

右三御郡共相廻見聞之趣如此御座候、且又手合原貞之丞等も廻先ニ而承合候趣委曲言上仕候様申渡置候

申

九月

阿閉小右衛門判

成瀬主税様

庚申

三御郡秋廻ニ罷出候

九月廿日

与力阿閉小右衛門調理書

成

魚

一、越中筋盜賊改方為御用与力阿閉小右衛門義、同心横目原貞之丞等召連、八月六日魚津罷立、三御郡夫々相廻、九月六日罷歸申候ニ付、所々見聞之趣別紙調理書指出候ニ付、其俣奉入御覽候

一、右貞之丞申越候趣も大抵同様ニ御座候内、出作之様子何方も豊作仕候躰

ニ御座候へ共、割合より高直之躰ニ而、比日批売米一升ニ付七十七、八文斗之由ニ御座候旨、且大豆等畑物類も相応ニ宜候由ニ付、人氣者穩之躰ニ

見聞仕候旨、且絹糸之義者

一、絹糸高直之義ハ異国交易ニ相成候故、洩易き由ニ而、城端等絹出来

小前之機織女共難儀仕候由ニ御座候段申越候

右

庚申

九月廿日

成 判

(朱筆)「以土師湊上ル」

魚

一、同心横目山本松太郎等礪波筋へ出役仕候ニ付、井波瑞泉寺親鸞上人法事中

二而人多々入込候故見廻候へ共、相替義も見聞不仕、右ニ付津田内蔵助足輕躰之者六人斗為警固方罷越居候由ニ御座候

一、富山表之様子承合候处、前月廿九日着、年寄役永井直馬役義被指除差控被

仰付候由ニ御座候、其余随分穩ニ而当日芝居も興行可仕躰ニ聞得申候

由ニ御座候

右謹

庚申

十月六日

成瀬主税判

(朱筆)「以庄田吟右衛門上ル」

新川郡御本役方為御用田宮栄三郎同道、当六日魚津発足仕、辻ヶ堂村」

組之内富山御領境西番村詰迄相廻、昨八日罷歸申候、承合候趣左ニ奉申上候

一、当時刈入方相仕廻、麦・菜種も蒔込候躰、且当作之義者平均八歩位之作躰

二見聞仕候、秋縮御収納御請者八月下旬迄追々一統仕候由ニ御座候、畑物

大豆・小豆等者都而不宜中ニも、大豆者殊之外不出来にて払底至極、当時

者、石二付価銀十四、五貫文斗仕、右様価銀指出候而も中々買入二も仕兼候由二御座候

一、相廻候在々指掛火賊等異変之義無御座、流浪躰紛敷者見当り不申、随分人氣穩二見聞仕候、併諸色高直江与融通方不十分候躰二御座候、尤火ノ元等御縮方之義村々役人共へ嚴重申談置候

一、富山御領境并飛州御境目筋等指当り相替義無御座躰二聞繕申候
右奉言上候、以上

十月九日

山本松太郎判

御本役為御用申十月六日魚津出足仕、新川郡柳寺村分常願寺川筋宮路岩嶺寺村詰并高原野下段筋上条組・弓庄組之内村々相廻、同月九日罷帰申候、承合之趣左二奉申上候

一、右組々村々当年作其善惡之様子承合候之處、折々大風茂御座候事故、其村其場所二依り不同義御座候由二候得共、平均去年分ハ上作仕候躰承合申候
一、畑作物出来方之様子承合候處、大豆ハ平等不作之由二候へ共、其余小豆類之物ハ出作方相応宜躰二御座候、且麦・菜種ハ村々例年之通種蒔仕候躰見聞仕候、□御郡方御静謐二而紛敷流浪者等見当り不申候、猶又御縮方之義村々役人共等江申談置候

右奉言上候、以上

申

十月十日

永田栄之助判

同道仕候

藤江貞右衛門

御本役為御用当十日加藤新太郎同道魚津発足仕、新川郡西加積組・中加積組之内本江谷・早月谷筋黒川村詰迄相廻、同十二日罷帰、所々見聞之趣左二奉申上候

一、当年出作之様子承合候處、当夏土用前分蒸天氣二御座候處、稻太り仕候得共、株張不申由、併初秋早稲刈入比豊作之躰茂申候得共、此節追々米直段引揚給人米、石二付九十目余之由、出来も右二準高直二御座候躰、且又綿抔近比余程高直二相成、通例百文二目形卅二、三匁位売買仕来候處、比日十七、八匁ならて売買仕候由、別而新川筋等綿機渡世二仕居、時宜二依り小前之百姓中御收納片手二も可仕程之稼二御座候處、右高直二而甚迷惑仕居候躰、元来諸色前方与ハ当時高直二相成居候得共、右割合分人氣惡敷与申儀二而茂無御座、比日御收納用意心懸罷在候由二而、尤難題ケ間敷儀申立候様之儀ハ無御座躰相聞得申候

一、雜穀類之様子承合候處、惣而宜与申儀も無御座由、中二も大豆之儀ハ至而不作之躰二而、此節一石二付十四貫文斗仕、連も底二而少々宛之味噌大豆すら難買受儀二御座候、右等二付、御郡所二おゐても大豆買メ人抔無之哉聞合罷在候躰二承受申候

一、麦・菜種義、先達而以来追々蒔附、比日生立方何方茂宜、且麦ハ常並分余程余斗蒔下候躰見聞仕候

一、相廻候村々指掛り相替儀も無御座□、紛敷流浪者等見当り不申、御郡方先御静謐二御座候、猶更火ノ元等御縮方之儀村役人共江嚴重申談置候

右奉言上候、以上、

申

十月十三日

原貞之丞判

新川御郡内御本役方御用^為鈴木勝次郎同道、申十月十日魚津発足仕、下条組之内市ノ江村分白岩谷筋等上市村詰迄相廻、同十三日罷帰申候、承合之趣左二奉申上候

一、当年立毛出作方之様子承合候處、其村柄二依り善惡之多少も御座候由二候へ共、先相応宜作躰之由、併シ当年出作方之割合分ハ米価高直之躰二而、下々之者共迷惑仕居候躰二相聞得申候、且大豆ハ不作之躰二而、小豆ハ先相応之作躰之由二御座候、尤当時二而菜種蒔込方去年同様蒔込之躰二承合

申候

一、相廻り候所々紛敷流浪者等見当り不申、御郡方御静謐ニ御座候、猶又火盜等惣而御縮方之儀村々役人共へ夫々申談置候

右奉言上候、以上

申

十月十四日

永田俊三判

新川郡御本役為御用村井余所之助同道、当十四日魚津発足仕、東加積組角川谷・上布施組片貝谷・布施谷・山田村迄相廻、同十六日罷歸り、承合之趣左ニ奉申上候

一、相廻候村々指懸り相変儀無御座御静謐ニ御座候、当出作之様子承合候処、相応之作躰ニ承受申候、且又大豆・小豆出作之様子承合候処、大豆ハ山方共不作ニ而、当時直段一石二付十三、四貫文斗之相場与、小豆ハ八、九貫文斗之由ニ承□候

一、流浪躰紛敷者見当り不申、人氣穩之躰ニ御座候、猶又諸事御縮方之儀村々役人共江嚴重申談置候

右奉言上候、以上

申

十月十七日

荻野茂右衛門判

新川郡御本役為御用曾田甚太夫同道仕、当十四日魚津発足、大布施組之内三日市村迄境迄相廻、同十七日罷歸、見聞之趣左ニ奉申上候

一、相廻候所々指懸り相変儀承り不申御静謐ニ御座候

一、当年出作之様子承合候処、植付以来潤茂宜相応之出来ニ而申分も無御座躰、尤秋入レ之砌茂、天氣宜、何茂臥入方手廻シ宜、頃日取入相仕廻候由、且小豆畑物類出作之義ハ可成出来ニ候得共、大豆者至而不作之様子ニ

一、一、売買杯ハ格別ニ高直之躰ニ御座候、且又麦・菜種蒔下シ相仕廻候躰ニ見聞仕候

一、境御関所并御境目大平村暨越後辺相変儀相聞得不申候

一、相廻候所々流浪躰紛敷者見当り不申候、尤御縮方之儀者夫々役人共江も嚴重申談置申候

申

十月十八日

田中儀六郎判

庚申 新川郡内本役廻ニ罷出候
十一月四日 同心小頭等調理小紙

成瀬主税

魚

一、新川郡内本役為御縮方同心小頭・同横目之内一人、平同心一人宛同道仕、六手合ニ相分レ十月六日迄同十八日迄之内段々相廻候而見聞之趣、別紙六通指越申候、文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

右

庚申

十一月四日

成瀬主税判

(朱筆)「以土師湊上ル」

三御郡盜賊改方為御用申十一月四日魚津罷立、同十二月三日右御用相仕廻罷歸申候、所々見聞之趣左ニ申上候

一、礪波御郡内相廻候へ共、相変義相聞得不申候

一、井波・城端絹出来方之様子承合候処、蚕不出来ニ而絹出来方薄ク不潤色之躰ニ相聞得申候

一、福光村ニ而布出来方之様子承合候処、麻苧高直出来方薄ク不潤色之躰ニ相聞得申候

一、五ヶ山主附十村手代呼出、五ヶ山筋之様子相尋候処、流刑人等相変儀無御座旨申聞候

一、射水御郡内相廻候得共、相変儀相聞得不申候

一、氷見町二而能州御境目等之様子承合候得共、相変義相聞得不申候

一、新川御郡内相廻候得共、相変義無御座候

一、富山止宿之刻、御家中等之様子承合候へ共、相変儀無御座候

一、太田組等才許十村手代呼出、富山御領境并飛州御境猪谷筋之様子承合候処、相変義相聞得不申候

一、泊町二而境御関所并越後筋之様子承合候得共、相変儀相聞得不申候

一、三御郡当作之様承合候処、昨年与同様之躰二御座候、且又山入畑作之様子承合候処、昨年不出来之躰二相聞得申候

一、諸浦船手之様子承合候へ共、相変義相聞得不申候、獵業之様子承合候処、不獵之趣二相聞得申候

一、御郡内諸役人并十村共等勤方善悪之様子承合候へ共、相変義相聞得不申候

一、火賊等注進仕候者共止宿所近在旅宿江呼出、又者同心於村廻先向寄次第為相調理候へ共、相変儀無御座御静謐二御座候、尚又賊等承調理方之義向寄

二罷在候陰聞・藤内共呼立申渡置候、尤御縮方之義前々之通十村手代并村役人等呼立嚴重申渡置候、以上

申

十二月

村田孝左衛門

成瀬主税様

越中筋盜賊改方為御用村田孝左衛門手合、申十一月四日魚津発足仕、同十二月三日罷帰、右相廻候ヶ所承合候趣左二奉申上候

一、三御郡共御静謐之躰二見聞仕候

一、猪谷筋・飛州御境・富山御領境且灘浦辺・能州御境目筋・境御関所暨大平村越後筋相替義承請不申候

一、御蔵所異変之義相聞得不申候

一、当時御収納方之様子承合候処、過半納方仕、当廿日比迄二者皆済二可相成躰二承申候

一、諸浦獵業之様子承合候処、不獵之旨申慣候へ共、少々宛者何方も獵業御座候躰二見聞仕候

一、城端・井波産物出来方等承合候処、高直之糸二而絹二出来候、とても其価

二売□不申候故、自と機屋共手薄二相成候由二御座候、且福光村・戸出村布引合方相応之躰二相聞得申候

一、五ヶ山筋暨流刑人相替義承不申候

一、伏木湊等二おゐて異国船渡来坏之義無御座哉入念承合候処、□海船□難成時節二付、左様之義者一円無御座躰二相聞得申候

一、相廻候内流浪躰紛敷者見当不申候、且所々役人共江火之元等御縮方嚴重申談置申候

右奉言上候、以上

申

十二月五日

山本松太郎判

庚申

三御郡冬廻二

十二月十三日

罷出候与力村田

孝左衛門調理書

成瀬主税

庚申

村田孝左衛門手合二

十二月十三日

罷出候同心横目山本

松太郎小紙

成瀬主税

魚――

一、越中筋盜賊改方為御用与力村田孝左衛門義、同心横目山本松太郎等召連、十一月四日魚津罷立、三御郡夫々相廻、十二月三日罷歸申候指出候二付、所々見聞之趣別紙調理書一通、右松太郎小紙一通共、其俣奉入御覽候

右謹――

庚申

十二月十三日

成瀬主税判

(朱筆)「以丹羽錫吉上ル」

富山御家中是迄御細工人格迄知行高之内半知御借上御座候由二候處、昨年一作御借上米之内半數御渡方被仰渡、当春御米以後御座候躰、且当年も前件同様被仰渡、来春御米以後可有之旨、且又来西文久元年年之五ヶ年之間本知之内二歩五厘御借上可被成旨、将又中坊主組以下是迄御借上米被仰渡置候處、向後不被為及御借上旨被仰渡候躰

一、是迄御城下町中之金四千兩、御郡方之米二千五百石上納方被仰渡置候由候處、向後御用捨被仰付候躰

一、右之趣前月上旬比被仰出候躰二而、御家中等御領内一統恐悦仕、人氣穩至極之躰承合申候、右之外指懸り相変儀承不申二付、町新庄村二而相認奉指上候

右奉言上候、以上

申

十二月十二日

立花源吾判

魚――

一、富山御家中之様子、此比新川筋出役之同心小頭立花源吾承合申越候別紙小紙文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

右――、以上

庚申

十二月十六日

成瀬主税判

庚申

富山御家中之様子

十二月十六日 承合候小紙

成瀬主税

(朱筆)「以丹羽錫吉上ル」

魚津御与力

阿閉小右衛門殿

足輕小頭

原貞之丞

■并外

足輕中

右兩人等当八月廿一日放生津江罷越、廿三日比迄逗留之由二御座候

中田屋

右宿 喜右衛門

放生津藏宿

湊屋 仁兵衛

能登屋 惣助

洪屋 次助

明神屋 紋三郎

右四人之手前魚津御役敷江聞得候趣有之、可呼出旨貞之丞等之承り候段、宿喜右衛門罷越申聞候二付、何事歟ハ存当りも無之候へ共、呼立二相成候而ハ他評も有之、迷惑之旨申入候處、礼銀指出候て呼出無之事二可取斗旨申聞、四人之者之金子十兩指出、喜右衛門へ相渡候由二御座候

六渡寺村湊屋

清右衛門

申十八歳

放生津洪屋

市三郎

清次郎

申四十九歳

同屋

三郎右衛門

同郡三ヶ新村百姓

喜左衛門

同新町菊屋

七左衛門

申四十六歳

三ヶ新村湊屋

喜左衛門

右六人之者共、綿買ノ他国へ相洩候旨、魚津御役屋敷へ相聞居候ニ付、追而御呼立ニ可相成段、宿中田屋喜右衛門申聞候ニ付、内済願入、一人ノ金子十五両充指出、喜右衛門へ相渡申由ニ御座候

申

十月

就御糺申上候

射水郡放生津洪屋

三郎右衛門

申二十七歳

同所洪屋

市三郎

申三十三歳

同郡放生津新町菊屋

七左衛門

申四拾歳

同郡六渡寺村湊屋

清右衛門

同村湊屋

私共手前御聞得之趣御座候ニ付、昨廿三日以来放生津御旅宿江被召出、去年以来真綿過分ニ買入、大坂等他国江洩売いたし候由其様子不包有躰可申上、人前嚴重御糺被成候

被仰渡候趣奉恐入候、私共義ハ、前々ノ渡海船所持罷在、品々商売仕居候得共、御聞前様之真綿抔洩売仕候義、毛頭無御座候

右之趣申上候処、申候通不致洩売儀ニ候得者、右様御聞前ハ有之間敷、于今相成証拠も無之事故、人々偽り罷在候義可有之、実意有成可申上、打返度々□□被成候

幾重御糺被仰付候共、前々申上候通、真綿抔洩売仕候義、聊無御座段申上候処、申口実意与者御聞請難被成候へ共、今度之義者何れも無御金着、在所江

御返被成候条、以来右様御疑ニ不預様相心得可申旨被仰渡奉畏候
右之趣少茂相違不申上候、以上

万延元年八月廿四日

三郎右衛門判
市三郎判

七左衛門判
清右衛門判
清次郎判
喜左衛門判

盜賊御改方

阿閉小右衛門殿

魚津附与力

阿閉小右衛門

同 同心横目

原 貞之丞

同 平同心

中嶋幸次郎

木村亀太郎

吉岡重太郎

原広之助

右小右衛門義、当秋御郡廻之節、原貞之丞等五人召連相廻候処、射水郡放生津二而藏宿等々賄賂金取請候由風評承候二付、礪波・射水御郡奉行金子篤三郎・今村五郎兵衛内々承候処、別紙写之通聞得有之候二付、右金子指出候者之内内々聞糺候処、放生津大伴屋文右衛門と申者色々取持候而、金子取集、金子指出候而事済候二ハ相違無之段申聞候、然処其節右大伴屋文右衛門義外聞得候義有之、小杉御郡所へ召捕、当時入牢申付有之、尤右一件之義ハ何も糺も不仕由、外金子指出候者等□□なく咎申付、其後指宥候由、右御郡所より手懸之様子承り、魚津分者早速金子相返候、其取次者別紙表二有之候中田屋喜右衛門之由、右今村五郎兵衛申聞二御座候

一、私手前二而右小右衛門廻中之義相調理候処、湊屋清右衛門等之義ハ別紙之通口書取立相達有之候二付、月日名前引競見候処、符合仕候、且湊屋仁兵衛等之義ハ不呼出事故二候歟、何等も私へ達不申候、右段々之趣承、於私も平日指引方不行届義与甚奉恐入候、右之趣以御序被仰上可被下候、此上何卒御仁恵之御配被仰付候様偏二奉願候、以上

申

十二月廿日

成瀬主税判

岡嶋左膳様

大村肴次郎様

加藤善右衛門様

山森権久郎様

阿閉小右衛門御答方次第、原貞之丞并中嶋幸次郎者私手前二而咎可申付、木村亀太郎等三人者軽ク咎可申付歟、又ハ叱置可申歟与心得罷在候事

成瀬主税

右御次へ持参、以大村肴次申上候事留之、一通ハ心得方之義二付、大村迄口達代達置

一、原貞之丞ハ横目之事故彼是不申、中嶋幸次郎ハ平二ハ有共、年功之者故先同様、残三人ハ年若之者得与弁別も無之様被存、右之通心得之事

一、阿閉小右衛門義ハ、去年八月不正之聞得御耳立僉儀可仕様被仰出候者□川温泉二而、当九月比、放生津綿屋彦九郎家内打擲いたし候聞も阿閉と申事、其余御郡方へ取立□論敷相一 一、其余私へ申聞候ハ改方善悪二申告いたし候例二申、いぬと申者無之而ハ不□もの以前ハ御郡方二居候而賊等より尋候へ共、

其後御郡奉行ハ嚴重僉斷置いたし、当時ハ一切無之、何とぞ御郡奉行示合出来候様二と之事、私ハ承知之旨ハ申入候へ共、右一切御郡奉行へも不申入、何も出来候因り二ハ無御座、委細ハ元来賊等聞出しハ陰聞・藤内より時々注進いたし候、右藤内一人二而守れる筈ハ無之、いつれ陰二而右いぬ使居候二ハ相違無之、然処私よりいぬ拵候様申渡候者、奸をなす者多く相成、大変二候義二而随分被聞候事二候、右等不面白、阿閉之言分言方以今度金沢へ御引揚被仰付候方■御為可宜哉二奉存候、就而ハ親阿閉故八郎左衛門御引揚之様二明組へ御指加迄二而御咎之御沙汰無御座候へハ重畳難有義、此処ハ私分彼是ハ被申上候へ共、只此上ハ御仁恵を奉願度与申達候処、成程そふてある、御引揚迄二而ハ不足歟、いつれ御咎なくてハ不成歟、如何歟、しらぬと大村申聞候事

(裏表紙)

(朱筆)

『百十七枚折五十八枚半』

付記　まず史料翻刻の掲載に御快諾いただいた金沢市玉川図書館近世史料館の関係者の方々に謝意を表します。また安政の大災害関係史料とともに調査していただき、原稿にも目を通していただいた嶋本隆一、裏野哲行、高野靖彦の各氏にも改めて謝意を表します。